



信設備の使用に關し規定を整備する、  
その他災害対策基本法の施行に伴い関  
係法律について所要の規定の整理を行  
なうために、地方自治法その他の法律  
を改正することとしたのであります。  
以上が、この法律案の提案の理由及  
びその内容の概要であります。

す。地方制度調査会は、昭和三十四年の二月に、地方公務員の退職年金制度の改正に関する答申を内閣に提出いたしました。この答申をもとといたしまして、政府におきまして、新退職年金制度の立案検討を始めたのでござります。その間いろいろ検討すべき点が

その適用を受けております。次に、雇用でございますが、雇用人は、地方職員共済組合というのがござりますが、その共済組合で雇用人の長期給付をいたしておりますのでございます。

次に、四ページは市町村の現状がどうなつておるかということを示したま

が、それをこの参考資料の九ページに表を書いてございまます。そのように改めることに相なるわけでござります。で、まず、この表で御説明申し上げますと、警察の職員につきまして、警察組合といふものができます。これは全部一本にいたしまして、一つの

法案の要綱の第二の組織は、ただいま御説明申し上げましたような内容でござります。

それから、組織の算用数字の3のところをごぞいますが、各組合で定款を作りまして、定款で組合員の範囲、給付、掛金その他組合の組織、運営に關

何とぞ慎重御審議の上  
御可決あらんことをお願ひいたします。  
**○委員長(小林武治君)** 本案の質疑  
は、後日に譲ります。

予算の点にございましたが、大蔵省との間の折衝もございまして、二年間ほど実施までに期間を要したわけでございますが、昭和三十九年十二月三十日付で、この予算は了りました。

のでござります。これは一番下のワクの中には現状をまとめてござりますが、市町村につきましては、市町村の更昌につきましては恩給組合、これは市町

警察共済組合ができるわけでございま  
す。それから公立学校の教員につきま  
しては、公立学校共済組合これも全國  
単位にできるわけでござります。それ  
する重要な事項をきめることにいたして  
おりますが、この定款の変更は、主務  
大臣の認可を要するということにいた  
しております。主務大臣と申しますの

○委員長(小林武治君) 地方公務員共済組合法  
濟組合法案及び地方公務員共済組合法  
の長期給付に関する施行法案の両法案  
を一括して議題といたします。  
まず、補足説明を聽取いたします。

きまして、政府部門内の意見の調整を終えましたので、ここに提案をいたすことにいたしたわけでございます。

ですが、その恩給組合によりまして、車町村の吏員についてはやつておるのでござります。それから雇用人ににつきましては、市町村職員共済組合ができてまことに、これまで積み重ねてお

は、東京都の場合には、東京都だけで都の都職員共済組合といふものを作ります。それから道府県につきましては、一般の職員で、地方職員共済組合といふことを全国的に手します。こうして文部大臣、警察共済組合につきましては内閣総理大臣、それ以外の共済組合につきましては自治大臣といふことにいたしております。

○政府委員(佐久間彌君)　お手元に、  
地方公務員共済組合法案要綱、地方公  
務員共済組合法の長期給付に関する施

公務員の退職年金制度がどういうふうになつておるかということを、二ページと四ページが図示をいたしたものでございます。現行の地方公務員の退職

をいたしております。で、それ以外に、これらの組合にも入っておりませ  
ん市がございますが、そういう市につ  
きましては、その市ごとに退職年金委員会

五大市につきましては、各市に一つずつ指定都市共済組合というものを作ります。そのほかの市町村につきましては、市町村職員共済組合と申しますも金につきましては、その中でもさらに関重要な問題でござりますので、掛金にとするときは、あらかじめに自治大

制度参考資料をお配りいたしてござい  
ますが、これを見ながら、この両案の  
骨子につきまして概略の御説明を申し  
上げたいと存じます。

して、また地方公務員の職種によります  
して、また身分によりまして、それぞれ  
れまちまちな制度が行なわれておるの  
でござります。三ページには、都道府

ておる、こういふような状況になつております。なお、この給付の内容等につきましても、それぞれの制度によつて、必ずしも統一がとれていないといふ

の経過の概要でございますが、参考資料の二ページに書いてござりますとおり、国家公務員につきまして 従来の賃金方式によつてます賃金手当金と所

馬の脇もはいて現在どうなつてゐるかということを示しておるのでござりますが、都道府県の職員につきましては、国の恩給法を準用いたしておるところが相成ります。これは直ち

うのが現状でござります。  
以上が現状でございます。

めますことが、昭和三十三年七月に國家公務員共済組合法が施行されまして三十四年から実施されたのでございますが、それにならいまして地方公務員につきましても、退職年金制度の整備をいたすことによつたしまして、その内容の大綱につきまして、地方制度調査会に諮問をいたしたのでございま

自衛隊の行方の隠匿事件で、官吏であるたる者の右腕のワクの中にそれをまとめてございますが、あるいは教育公務員特例法施行の際、公立学校の職員であつた者、それから警察官、こういう者は現在でも恩給法の準用を受けております。それから、そのほかの道府県の吏員でございますが、これは道府県ごとに退職年金条例を作つております。

第一の目的は、これは國家公務員其  
濟組合法と同様、地方公務員の福祉の  
向上に寄与するとともに、公務の能率  
的運営に資するということを目的とい  
たしております。

第二の組織でござりますが、現在  
は、先ほど申し上げましたように、非  
常にまちまちな制度になつております。

その連合会を作る、こういうことにいたしております。なお、地方庁に勤務をいたしております者の中に、國家公務員の身分を持つた者がございますが、これらも警察関係の者は警察共済組合、郵便局等にあります者は、地方職員共済組合にそれぞれ入るというふうにいたしております。

ます関係もございまして、掛金の率等につきましては、国の制度との均衡を考慮しなければならぬという理由から、大蔵大臣の意見を聞くということにいたしておりますのでございます。

て、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合といふ三つの共済組合につきましては、運営審議会を置く。そのほかの組合につきましては、組合会が命するところにいたしておられます。

組合会は、議員が二十人以内で、半数は地方団体の長または長が任命する者といたしまして、あとの半数は組合員が組合員のうちから選舉するということにいたしております。運営審議会または組合会が審議または議決をいたしました事項は、9に書いてございますよう重要な事項でござります。この三つの共済組合につきまして運営審議会方式によつたのは、現在これらの式にいたしましたのは、現在これら三つの共済組合が、国家公務員共済組合法の適用を受けた組合でございまして、現在運営審議会方式をとつておりますので、それを踏襲をいたしたわけ

ますので、それを踏襲をいたしたわけ

でござります。

次に、組合の積立金の運用の問題でござりますが、組合は長期給付に充てます。

組合員の福利の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない」ということを法律に明記をいたしております。この点につきましては、いろいろ論議もあつた点でござりますが、建前としてこういふ前にいたした次第でございました。

次に、連合会でございますが、連合会には、先ほど申しましたように、市町村職員共済組合と、都市職員共済組合、この二つの組合につきまして連合

会を設けることにいたしております。

市町村職員共済組合は都道府県単位に

できることでござりますし、都市職員共

済組合は個々の都市あるいは幾つかの

都市が作ることになりますので、全国

単位に連合会を設けるということにい

たしたのでござります。で、連合会

は、次に書いてありますような事業を行なうわけでございますが、特にこの

点にいたしておるのでございま

す。連合会には組合が置かれ、それぞれ構成組合の理事長である議員及びそ

れ以外の組合の理事が互選した議員で

もって組織をするということにいたし

ております。そのほかの点につきまし

ては、単位組合と大体同様な構成を

とつておるのでござります。

次に、第三の組合員でございます

が、すべての地方公共団体の常勤の地

方公務員に適用するということにいた

しております。各組合間では相互に

その組合員期間を算定をするといふこ

とにいたしておられます。従来の制度に

おきましては、都道府県と市町村の

間、あるいは一般職員と教職員、警察

職員等との間、あるいは同じ一般職員

の中でも、吏員と雇用との間と、い

ものには通算が原則としてされていな

かたのでございますが、今度の法案

におきましては、この地方公務員共済

組合法の適用を受ける組合間では、

相互に全部通算をするということにい

たしておるのでございますが、組合員

が他の組合に移動をいたしました場合

には、その者の関係の責任準備金に相

当する金額をその組合に移しかえをす

るということにいたしておるのでござ

ります。

次に、連合会でございますが、連合

会には、先ほど申しましたように、市

町村職員共済組合と、都市職員共済組

合、この二つの組合につきまして連合

会を設けることにいたしておられます。

市町村職員共済組合は都道府県単位に

できるのでござりますし、都市職員共

済組合は個々の都市あるいは幾つかの

都市が作ることになりますので、全国

単位に連合会を設けるということにい

たしたのでござります。で、連合会

は、次に書いてありますような事業を行

なうわけでございますが、特にこの

点にいたしておるのでございま

す。

次に、運営審議会を設けることによつて、

運営審議会は、委員十人以内で主務大臣が命することにいたしております。

運営審議会は、議員が二十人以内で、半数は組合員のうちから選舉するといふ

うことでござります。

組合会は、議員が二十人以内で、半数は

組合員のうちから選舉するといふこと

にいたしておられます。

運営審議会は、議員が二十人以内で、半数は

組合員のうちから選舉するといふこと

精密な算定につきましては、相当期間を要しますので、その算定が終わるまでは、主務大臣の定める費用をもつて長期給付に要する費用としよ

う、これは国家公務員共済組合の場合も同様な措置をとりまして発足いたしました例にならつたわけでございま

す。

第9項でございますが、これは退職年金の問題とは違うのでござりますが、退職手当の問題でございます。退職手当の制度が地方公務員の場合には、国家公務員の新しい退職手当の制度になつておりますので、たいへん低いわけでございます。そこで、この地方公務員共済組合法が施行になりますと併しまして、国家公務員レベルまで地方公務員の退職手当を引き上げて制度を整備するようになつたといい。約二割五分引き上がるわけでござります。こういうふうに制度を整備するようになつて規定をこの附則に設けようとしてござります。

次に、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案要綱でござりますが、この法案は、地方公務員共済組合案の中で長期給付に関する規定の施行に伴う経過規定を中心としたものでござります。特に国家公務員の場合には、従来統一的な恩給の制度がございまして、それが新しい共済組合によると、年金制度に切りかわったわけでござりますので、比較的の経過規定も簡単でございましたが、地方公務員の場合には、冒頭に御説明申し上げましたように、制度が区々でござりますので、それるために応じまして既得権、期待権

を尊重した経過規定を設けることにいたしたわけでござりますので、たいへん内容が複雑になつておるのでござります。

一々御説明申し上げますのも繁雑でござりますので、あとまた必要に応じて御審議の過程で御説明申し上げることにいたしたいと思いますが、おもな点を二、三申しますと、この総則の二番目に書いてござりますのは、この新しい法律が施行になります前にすでに給付事由が生じておりました給付の取り扱いにつきましては、これは原則として従来の制度によっていくということにいたしております。

それから第二に書いてござりますのは、法施行前から引き続いて組合員でありますとして、新しい組合の組合員に乗り移るという技術的な方法をとつております。第一の退職給付に関する経過措置でござりますが、これはたくさんいろいろ書いてございますが、この経過措置は、従来の既得権、期待権と申しますが、そういうものを尊重していくようにするための経過規定でござります。内容は、一つは、受給の資格の点でござりますが、これはたゞさないでござります。従来十七年で恩給がついた者が非常に多かつたわけでございますが、それが今度は二十年というこ

とになりますが、それにつきまして、現在までおりました職員につきましては、そこに三ページに書いてござりますように、法施行までの在職した年数

團体、特に市の年金条例によりましては、国の制度であります従来の十七年というものよりもつと割のいい、たとえば十五年で年金がつく者、あるいは十二年で年金がつく者、十年で年金がつく者というような条例を設けておりますところがござりますが、それらの者につきましては、(1)のところに書いてござりますのであります。たとえば十年ルールでありますところは、今度は二十年になりますので、二

倍の長さになりますわけでありますから、そこで、従来の在職年数に十分の二十をかける——従来の在職年数を一

年を二年に見まして、そして計算を

するというようなことをいたしておる

わけであります。

この法律は、地方公務員共済組合法

の施行の日から施行するということに

いたしております。

以上簡単にございますが、補足説明

を終わります。

それで大臣、政府委員の出席並びに答弁の態度ですが、三月二十三日に本

会議で趣旨説明が行なわれ、わが党の

占部議員が質疑をしたのに対して、総

過規定をいたしております。五の特殊

の期間資格を持つた者、あるいは六の

場合、それぞれ同様な考え方で既得

権、期待権というものを尊重をした経

過規定をいたしております。

そのほか廃疾給付の場合、遺族給付

の場合は、それぞれ同様な考え方で既得

権、期待権といふものと割のいい、

年といふものよりもつと割のいい、

たとえば十五年で年金がつく者、ある

いは十二年で年金がつく者、十年で年

金がつく者というような条例を設けて

おりますところがござりますが、それ

らの者につきましては、(2)のところに

書いてござりますのであります。たとえば十年ルールでありますところは、

は、今度は二十年になりますので、二

倍の長さになりますわけでありますか

と見えます。たとえば二十年ルールでありますところは、

書いてござりますのであります。たとえば十年ルールでありますところは、

は、今度は二十年になりますので、二

倍の長さになりますわけでありますか

と見えます。たとえば十年ルールでありますところは、

年間、行政の皆さん方が非常に苦労したであろうということは容易に認められるし、その勞を多とします。しかし、内容的にはずいぶん問題点があるので質疑をせざるを得ないと思うのです。

それで、そういう角度から伺つていただきますが、第一番に伺いたい点は、三十四年に地方制度調査会から答申があつた場合に、三十五年から地方公務員共済組合法が実施されるように善処しろという答申があり、当時の青木自治庁長官は、三十五年の四月一日からこれを実施したいということを立法府において答弁をしております。それが三十五年、三十六年と実施が見送られて本目に至つた理由は何ですか、お答えいただきます。

○政府委員(大上司君) 三十四年に地方制度調査会から答申案が出来まして、今年この提案に及ぶまでは、いろいろの調査並びに行政府としてこれを施行するすれば、どのような準備、機構が必要るとか、あるいは地方財政に及ぼすところの問題とか、等々を非常に研究いたしまして、非常におくれたことをおわび申し上げます。

○矢嶋三義君 そういうことでは答弁にならないのです。政府委員答弁願います。

○政府委員(佐久間彌君) ただいま政務次官がお答え申し上げましたように、いろいろな問題の準備研究がございましたが、特に一番大きな点は、予算折衝の過程におきまして、自治省といたしましては、給付の一割国庫負担すべきであるといふ主張をいたして、大蔵省の方は反対をいたしておつたのでございまます。大蔵省のお考へは、地方公共団体

も國も、ひとしく公経済の主体であるのであるから、社会保険の責任を明らかにするという意味で一割国庫が負担をするということは、他の制度についてはとにかく地方公務員共済組合の制度についても、それは國も地方団体も連帶で責任を負うべきである。ひとしく公

も、一番大きな対立点は、ただいまの点だといふ間に伺つております。

○矢嶋三義君 次に、政務次官に伺い

ます。これは社会保障制度の一環でありますから、國としては、できるだけ統一した形で責任を負う省をきめるのが適当です。この法案は、わが國の社会保障制度の一環として位置づけられている

ものだとあらためて確認してよろしく

经济の主体であるものが負えばいいのじやないか。したがつて、その措置も負担金といふような措置ではなくて、地方の一般財源を充実するという方向

方法によつて措置をすべきであるといふ主張であったわけでございまして、昭和三十七年度……。

○矢嶋三義君 内容的なものはいいですか、そなうのは後回論じますから。それでは結局、三十四年の十月から現業、非現業含んで、國家公務員共済組合法が公布施行されたわけですね。それで三十五年から発足したいといふことで、当時の大臣が公約したことであるが、三十五年、三十六年と見送られて、本国会によりやくこの法案が出てくるに至つた。こういうふうにおくれた一番大きな理由は、國庫負担の問題が解決しなかつたといふことで、そのため、ここに二ヵ年間足踏みをしたと、かように了承してよろしいわけですね。白治省と大蔵省両方からお答え願います。

○政府委員(佐久間彌君) 一番大きな理由は、どうございまして、第二番目には、先ほど政務次官がおつしやいましたが、政務次官がおつしやいましたような、いろいろ各方面の御意見を検討をして調整するということであります。大蔵省のお考へは、地方公共団体は在任いたしておりませんでしたが、私どもが何つていている範囲におきまして

も國も、ひとしく公経済の主体であるのであるから、社会保険の責任を明らかにするという意味で一割国庫が負担をするということは、他の制度についてはとにかく地方公務員共済組合の制度についても、それは國も地方団体も連帶で責任を負うべきである。ひとしく公

も、この法案は、わが國の社会保障制度の一環として位置づけられているのを負担金といふような措置ではなくて、地方の一般財源を充実するという方向

方法によつて措置をすべきであるといふ主張であったわけでございまして、昭和三十七年度……。

○政府委員(大上司君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 政務次官に重ねて伺います。それが、それではこの法案の最終責任を持つ機関は、どこでござりますか。

○政府委員(大上司君) 第一次的には業、非現業含んで、國家公務員共済組合法が公布施行されたわけですね。そ

れども、いろいろ伝統的な事情もあり、現実的にはそういうわけにも参らぬございます。

○政府委員(大上司君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 厚生政務次官に伺います。それが、それではこの法案の最終責任を持つ機関は、どこでござりますか。

○政府委員(大上司君) 第一次的には業、非現業含んで、國家公務員共済組

は形態は整つてゐるが、社会保障の制度の一部として位置づけられているの

ことは、自他ともに評してゐるところには困でございます。

○矢嶋三義君 厚生政務次官に伺います。それが、それではこの法案の最終責任を持つ機関は、どこでござりますか。

○政府委員(大上司君) 第一次的には業、非現業含んで、國家公務員共済組

は形態は整つてゐるが、社会保障の制度の一部として位置づけられているの

ことは、自他ともに評してゐるところには困でございます。

○矢嶋三義君 私はその答弁では満足

ですが、わが國の社会保障というものを進めているわけですが、それには所得保障と医療保障の二本立てで多くいつ

れから将来はその総合調整をしていくことになつておるわけでございま

す。

○矢嶋三義君 私はその答弁では満足

ですが、わが國の社会保障というものを進めているわけですが、それには所得

保障と医療保障の二本立てで多くいつ

れから将来はその総合調整をしていく

ことになつておるわけでございま

す。

○矢嶋三義君 私はその答弁では満足

の厚生省側と、それから大蔵省側の見解を承つておきたいと思います。

○説明員(熊崎正夫君) 国民年金なり

国民健康保険制度としまして現在とつておりますのが、他の年金制度なり、あるいは保険制度につきまして、非常にレベルが低いということは先生の

おっしゃるとおりだらうと思ひます。

しかし、厚生省としまして、この制度の低いものに他の制度を合わせていくといふような方針は全然とつておらない

わけでございまして、あくまでもや

はり国民年金の現在の制度なり国民健

康保険の給付割合なり、そういうも

のは逐次向上させていく、つまり制度

の高いほうに、向上させていくといふ

考え方でもって、ずっと施策を強化拡

充いたしておるわけでございます。た

だ、御承知のように、国民年金なり國

民健康保険の被保険者といいますもの

は、いわゆる雇用されておらない、地

域におられるそれぞれの独立自営業者

といつたものを対象にしておるわ

けでございまして、農民を含めまし

て。したがいまして、対象として取り

扱われる被保険者自体の中身が違つわ

けでございまますから、したがいまし

て、それに関連して給付内容もおのず

から低くならざるを得ない。しかし、

国策としまして、社会保障の向上

ということにつきましては、こういつ

た方々をより高い制度のほうに引き上

げていくという方向で、今後とも推進

していく予定にいたしております。

○政府委員(平井總郎君) 実は先生の

御質問、私どもの所管範囲からやや越

えている問題だと思いますが、少なく

ともこの法律案を審議いたします過程におきまして、地方公務員の退職年金

給付内容を一般的にレベル・ダウンをするという考え方ではなくして、むしろ少なくとも現状維持、一般的にはレベル・アップされるという前提で、この問題は考えられてきたというふうに了承いたしております。

○矢嶋三義君 その方向づけを確認しておけば、私は一応安心し、それを前提にこの法案を審議して参ります。その使用者のないものを対象としての施策だとしても、これは結局国の負担の問題になるわけですよ。今度国保の給付水準を5%、国庫補助をあやしました。それは一つの方法でしようが、国の負担の問題になるわけですよ。それは予算の性格になつてくるわけですよ。この点大蔵省と決して無関係でないわけです。その方が明確にならなければなりませんが、既得権確保の問題がいわゆる雇用されておらない、地域におられるそれぞれの独立自営業者といつたものを対象にしておるわけですが、既得権を確保したか、どの線に一体合われようとするかといふことが、意識するとなしにとかかわらず、それが具体的にこういう法律案の内容は、出てきますが、既得権確保の問題が出てくるわけですよ。既得権が確保されたかされないか、どういうふうにし

て既得権を確保したか、どの線に一体

合われようとするかといふことが、意

識するとなしにとかかわらず、それ

が具体的にこういう法律案の内容は、

出てきますが、既得権確保の問題が

出てくるわけですよ。既得権が確保さ

れたかされないか、どういうふうにし

て既得権を確保したか、どの線に一

体合われようとするかといふことが、意

識するとなしにとかかわらず、それ

が具体的にこういう法律案の内容は、

想としては、公的年金制度の充実の問題と現実の私企業における年金制度の拡充とは必ずしも現実の形においては矛盾するものではないということもある

九年度に厚生年金保険法の料率改訂をいたしました。三十八年の通常国会におきましては、三十一年繰り上げまして、厚生省とし

ておられました。こういう点につきましては、先ほど

それを一年繰り上げまして、厚生省とし

ておられた方向といふものを、厚生省とし

ておられた方向といふを把握され

ておられたのか。また、こういう年金

が非常に好ましくないと思うのですね。これが官と民の年金面における所

得格差の開きとして現われてくるわけ

ですね。こういう点については、すな

わち私的企业の、私的年金の現状とこ

れからの方向といふものを、厚生省とし

てはどういうふうに現状を把握され

ておられたのか。また、こういう年金

が具体的にこういう法律案の内容は、

出てきますが、既得権確保の問題が

出てくるわけですよ。既得権が確保さ

れたかされないか、どういうふうにし

て既得権を確保したか、どの線に一

体合われようとするかといふことが、意

識するとなしにとかかわらず、それ

が具体的にこういう法律案の内容は、

出てきますが、既得権確保の問題が

出てくるわけですよ。既得権が確保さ

れたかされないか、どういうふうにし

て既得権を確保したか、どの線に一

体合われようとするかといふことが、意

識するとなしにとかかわらず、それ

が具体的にこういう法律案の内容は、

出てきますが、既得権確保の問題が

想としては、公的年金制度の充実の問題と現実の私企業における年金制度の拡充とは必ずしも現実の形においては

矛盾するものではないということもある

ことがあります。まあ公的年金制度

の充実の問題につきましては、先ほど

おきました。今後、なおさらにおれわれのほう

に、今後、なおさらにおれわれのほう

想としては、公的年金制度の充実の問題と現実の私企業における年金制度の拡充とは必ずしも現実の形においては

矛盾するものではないということもある

ことがあります。まあ公的年金制度

の充実の問題につきましては、先ほど

おきました。今後、なおさらにおれわれのほう

に、今後、なおさらにおれわれのほう



十四年の二月に、地方制度調査会でもちゃんとそないうことは答申をされていました。本年の三月の社会保障制度審議会にあなた方が意見を求められたのに対しても、やはり国庫負担の点はいいんだというニュアンスの答申になつて、いる。この点から一割負担の問題とか、四十四については、やはりあなた方が事務当局としては割り切れない、これから検討しなければならぬ気持を持っておられなければならぬと思う。それが答弁の言葉に出てこないということは、私はタスキか、強情だと思うのですが、どうですか、お答え願います。政務次官からお答え願い、答弁次第によつては長くかかりますよ。

○政府委員(大上司君) 実はただいま矢嶋先生の御指摘のとおりでございまして。いわゆる国庫負担の一割、その問題について、予算の折衝過程は、これもまた御指摘のとおりで、私政務次官といたしましても、将来ともこの財源的な処置といらものは取り組んで実施しております。なお、さらに千分の四十四というもののいきなり、是正等についても、これは事務当局から言われなかつたと思ひますが、いろいろな面からの、これまで私の個人的な主観的な考え方です。また私の個人的な主観的な考え方です。が、割り切れたものがあるのです。はなかろうか、このように判断しておられます。したがいまして、ただいまの御質問に対しては、行政局長の立場としてはそのような面もあつたでしようが、私としては、御指摘のとおりであります。

○矢嶋三義君 さすがは政務次官です。りっぱな答弁です。それで内容を

抱り下げるのは次回にして、次の質問をしていきましょ。されでは自治省に伺いますが、昨年の秋に試案を出されましたね。その試案と今度の法律案の中と非常に相違している点、非常といつても相当違っている点、若干あげて下さい。

○政府委員(佐久間監君) 第一の点は、ただいま先生のおっしゃいましたこの国庫負担の点でございます。第一の点は、組合会と運営審議会の点でござります。それから第三の点は、まあ監督の点は、当時の案よりも若干緩和をいたしております。

○矢嶋三義君 わよつと枝葉を出して伺いますが、この地方議會議員互助年金法附則四項によつて、統一年金がで

きた場合に移しかえるという場合には、これはついせんだけでは、私が私的に皆さん方に承わつたところによると、附則四項があるから、地方議會議員互助年金法をここへ移しかえるだけだといふように説明を聞いておつたわけですね。ところが、内容を見ますといふと、移しかえるだけでなくして、質的に変わつてしまつたね。これは大きな変化ではないですか。

○政府委員(佐久間監君) 考え方といつてしまつては、やはり互助年金的な性格のものは変更をいたしておりません。ただ、現行制度におきましては、任意加入になつておりますし、掛金で負担をいたしました場合に、それを

抱り下げないが、私は後日の研究の方向づけをはつきりしておかないといふ。今後いろいろの問題が私起つてくると思いますよ、それは第一に、公費負担とともに明確になつておりませんでしたので、その二点につきましては、国会議員の年金制度に準じて、この統合いたします機会に改めたわけでございま

掲り下げるのは次回にして、次の質問をしていきましょ。

○矢嶋三義君 それはあなた、見識が足りませんよ。非常にその答弁は私は不満足ですがね、見識を疑いますね。

もう一、二点伺いますが、これは質的に変わっていきますよ。一体、こういふ地方法規の統一年金、これを規定した法律に、地方議員の年金みたいなのが入つておるような立法例というのが他国にありますか、ありませんか。

○政府委員(佐久間監君) その点よく調べておりません。

○矢嶋三義君 他国のそういう立法例といふものを検討しないでやつているのですか。政務次官、他国にこういう立法例があると思いますか、ないと思いませんか、お答えいただきたい。

○政府委員(大上司君) まことに申しわけないのですが、私もまた研究しておきましたので。

○矢嶋三義君 じゃ、私が申し上げておきました。これは国会図書館の立

法考査局で調査してみたのですが、こういふ形態の法律といふものは、世界のいずれの国にもないですね。それからこの互助年金法を移しかえたものとは、当初私が承つたのと違つてきていたので、若干僕は関心を持つて研究しましたが、お答えを願いたいのは、どうもこの互換年金法を見ると質的に変わつた形で移しかえている。こういう格好のものがよその国の法律にあるかといふと、よその国の法律にはこういう立法例はないのですね。これは実態がどうの、内容がどうのといふよりは、やはり一国の権威ある國權の最高機關の立法府でですから、だから、そういう角度から問題をつかなければならぬといふので、若干僕は関心を持つて研究しましたが、お答えを願いたいのは、准ずるという考え方で今後あらゆる問題を扱つていいかどうか。一つの

方向づけをはつきりしておかないといふ。今後いろいろの問題が私起つてくると思うのですよ。その点大臣の所見を准ずるという考え方で今後あらゆる問題を扱つていかうのです。そこで、きょう非常に違うのですね。そこで、きょうは抱り下げないが、私は後日の研究のために承わつておくのですが、政務次官、自信をもつてお答えを願いたいのです。ある学者の論文をここに持つておるが、きょうは読みませんが、地方議員は国会議員に準ずるという考え方で、こういう考え方は、地方公務員

が国家公務員に準ずるというのと同じようには扱つていいのかどうか。今、大臣來たから、ちょっと伺いますが、あなたは公務員を同じように今度公務員に準じた扱いで年金等の扱いをするとおもつておられるのですね。私は、その職務の内容と形態と、また他の国内法の根拠等からいつて、地方公務員が国家公務員に準ずるという考えは、これはズムーズで容易に認められる。しかし、地方公務員の統一年金、これを規定した法律に、地方議員の年金みたいな報酬の事柄をきめるのには、若干僕は——若干じゃない、僕個人としては、相当問題があるのじゃないかといふ見解を持つてゐるわけです。それで、立法過程に私は非常に関心を持つて見守つていたのです。ところが、その当時は、ただちに移しかえるだけであつたので、まあ附則四項があるから、ああそうかなと思っていた。ところが、提出された法律案を見るに質的に変わつた形で移しかえている。こういう格好のものがよその国の法律にあるかといふと、よその国の法律にはこういう立法例はないのですね。これは実態がどうの、内容がどうのといふよりは、やはり一国の権威ある國權の最高機關の立法府でですから、だから、そういう角度から問題をつかなければならぬといふので、若干僕は関心を持つて研究しましたが、お答えを願いたいのは、准ずるという考え方で今後あらゆる問題を扱つていかうのです。そこで、きょうの御質問に対する回答は、なほ、たとえば國の公務員、國の議員、地方の公務員、こういうものについて大体一律の制度をしきました。この点に関しては、大体

議員といふものを國の議員に準ずるところと同様に扱つておるのです。

○委員長(小林武治君) 矢嶋さん、一応十二時半に休憩します。

○矢嶋三義君 きょうは、それだけ

が、私は後日の研究のため承わつておくのですよ。それほど、おもつておるわけではありません。

○委員長(小林武治君) 矢嶋さん、一

ぶん問題点があると思うのですよ。处境をよくする、しないという問題でな

くて、やはり立法技術、法体系のあり

方という点から、方向次第では国際化最高機関、立法府の見識も関係していく内容を持ってきはしないかと私考えております。いずれ他日論じます。

いはそれこそ國の公務員に准するといふ建前もとる必要からやむを得ない面、そういうものは若干出てこようかと思つております。

○矢嶋三義君 最短年金年限とか掛金率によつて不利になつてくるところは、もうござりません。今は別にうるさく質問を

ならぬと、こうなつてくると思うのです。その場合に、国がどうするのかといふことが明確でないと思う。たとえば一つ取り上げれば、追加費用は、国

ましとうし。これは貝体的の内容については、もう少し様子を見てから将来きめていこう。こういうふうに考えておるわけであります。

のだといふように担当省としては情勢認識をしておられるか、お伺いした  
い。

○國務大臣(安井謙君) 退職年金制度  
あるいは共済組合制度というものを一々  
くということにつきましては、私は地  
方公務員関係者全員これをむしろ期待  
されておる、こう思います。ただ、そ  
れをやるについていろいろ、さらには  
こうしてほしい、ああしてほしいとい  
う希望条件というものは、また個々に  
何えぱいろいろあるうと思います。

○矢嶋三義君 本法実施によって現行  
法より不利になるものは何ペーセント  
ぐらいあると認識されておられます  
か。

どういいうふうに認識されておるか。たとえば減額年金制度なんか行ないますと、この適用を受けたら長生きをすると損をしますね。そういう部分的なことを聞いていないわけです。長生きしようとと思う人は減額年金制度の適用を受ければ損します。早く死ねば得をするかもしれないが、しかし、死ぬとか生きるとかいうのはだいぶ違つてきりますからね。それはいろいろ問題点はあるのですが、そういうことは聞いていたい。金般的に各自治体の同種適用ですかから、そういう点からどういうふうに事務当局としては認識されておられるか、伺いたいと思います。

給付制度をやらねばならぬとは規定してない。だから、いざれ質疑が進展して参りますと具体的にあげて参りますが、相当部分に、ことに財政力の豊かな指定都市のこときは、おおむね不利になるほうが多いと、大ざっぱにこう僕はつかんで至当ではないかと、こう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(佐久間謙君) 指定都市につきましては、従来の条例で規定されております内容が、この新制度を実施いたしました場合よりも若干有利になつておる点があることは御指摘のとおりでございますが、これも経過規定でその差額の分を地方公共団体が出すことができるという附則の規定を設け

○國務大臣（安井謙君） まあ追加費用の問題につきましては、御承知のようふうに持つような話し合いでこの法律案を出してきてるのか、その点自治大臣と大蔵省側からお答えをいただきたいと思います。

のとおりでありまして、私ども地方団体がある程度まで独自の判断でそれをやるという場合もあるが、ことに地方公務員の給与あるいは待遇といったような面につきましては、できるだけ全體をならしていくということを常に心がけてやつておるわけであります。しかし、個々の実際の措置については、これは地方団体にもある程度の酌量の余地を残さなきゃこれはまたなり立たぬものであります。そういう意味で今のところ、これはやることができるといふようなことでそれぞれの団体の実情に応じよう、どういふうに考えておるわけであります。

○國務大臣(安井謙君)　さあ、不利になると、いろいろの見方であります。が、部分的に不利になるよう見えて、あれうが、全体を通じて見れば、これはやはり有利であるという解釈も成り立とうと思います。これには、相当それを、この主觀が入るかと思ひます。私も全体としてこれを不利にするといふ法的意識はないのであります。全体を通じて、できるだけ有利に、しかし、部分的、技術的には、その部分だけつかまえるならば、あるいは不利な面を直していくためにやむを得ない場合、ある

○政府委員(佐久間鑑君) 全般的には有利になると思っております。部分的には、あるいは今、先生の御指摘になりました從来の若年停止でいつたほりました新しい減額退職年金の制度よりも有利というふうに感じられる部分はあるうかと思いますが、その部分につきましては、経過規定ももちろん設けておきます。なお、幾つかの市におきましても、新しい年金制度を実施いたしまして、従来の年金のほうが若干有利だということもございますが、これと並んで、全体を通じてみると、不利のもので、全体を通してみると、不利

ておりますので、その点も解消すると  
考えております。

よりまして、どういうふうに組んでいいか、あるいは盛っていくかという点については、将来の問題としていろいろまだこれからきめなきやならぬ問題が相当多かろうと思います。そこで、そういう問題を検討しながら、何年かの実績を見ながら、逐次作業をしていく、いずれにしろ最終的には責任は持つのだということをまず建前をきめておきまして、それであとは國といいましても、これは交付税で見る場合も國の問題でもあるし、また地方で見るといいましても、交付税等の勘案において地方で見るというような見方もあり

○政府委員(平井健郎君) 大蔵省の考  
え方も、ただいま自治省政府委員か  
政令で詳細をきめるわけでござります  
が、考え方といたしましては、国が負  
担をいたしましたのは、現在国が給与等  
を負担いたしておる国家公務員の場  
合、それから義務教育職員につきまし  
て二分の一国庫負担をいたしております  
が、それらの場合を私どもとしては  
一応念頭に置いておりまして、それ以  
外の地方公務員の場合では地方公共團  
体が見る、こういうふうな考え方をい  
たしておられます。

○矢嶋三義君 らお答えの点と全然同じでございま  
す。

りますな。地方財政にたいへんな問題が起きてくるですね。まあ數的のこととはきょうはよしておきましょう。他

の省の方々を早く帰らせるために、もうちょっと伺っておきますが、大蔵省に伺いますがね、地方財政の問題です。が、地方団体間の格差は正といふ立場

から、財政調整の必要があるとお考へになつておられますか。それとも違つてお考へを持つておられるか、大蔵省の答弁を伺います。

○政府委員(平井廻郎君)　ただいまの御質問、非常に広範な御質問でござりまするので、どういう趣旨と理解してよ

らしいのでござりますか、ちょっと私  
もやや見当をつけかねておるような感  
じでござりますが、この地方職員共済  
組合法の適用に問題して才原閣老と

○矢嶋三義君　それを聞いていいるので  
総合法の適用に問題して財形説を  
する必要があるかどうかというふう  
に……。

はない。一般に地方団体間の財源調整  
といふものは、施策として必要がある  
という考え方を大蔵省は持つて いるの

か、持っていないのかということを聞いています。あなたたちははある政府委員として大蔵省の方針というものは知つて

○政府委員(平井迪郎君) 少し問題が大き過ぎるようでございますが、率直

に申し上げまして、この問題について  
今直ちにちょっと答弁いたしかねます  
ので、一応次の機会にでもまた内部で  
検討いたしました上で御答弁させてい

○矢嶋三義君 今朝大蔵省に大臣の出席を求めたところ、優秀な平井課長がただきたいと思います。

出席して大臣にかわって答弁するから、お休み下さいと僕は了承したわけですが。自治大臣に伺いますが、その点は自治省としてどうお考えになつておりますか。

○國務大臣(安井謙君) むろんこの地方団体間の財源調整そのものも、時と場合によつて必要もあるらうと思いますが、地方団体間だけでの財源のやりくりといふものは、由来自治省はそういう建前はとつておらぬわけであります。これにはやはり適当な國からの財源補給というものと待つて、合理的な調整を今後していくべきものだ、こういうふうに考えております。

○矢嶋三義君 自治大臣に伺います。この法案の問題で非常に欠點の一つとして、この地方公務員共済組合の年金制度を実施する、そしてこれで地方団体間の財源調整をやろうとしたことは、僕は致命的の欠陥であると思う。これにはほかにも欠陥があるが。國の負担をしないで交付税率二八・九に現在より〇・四上げたのでありますが、実質的には〇・一上げたわけですね。これに依存したということは、これは僕を実施するにあたつて、これで交付団体と不交付団体との財源調整をやるふらんといふ経緯のあつたことは、これは僕は許すことのできないことだと思う。冒頭に僕は伺つたわけですよ、これは府は社会保障の一環としてやるのかと。政

き団体間の財源調整はこれとは別個にやると言ふ。そ�であるならば、交付団体、不交付団体、富める団体と貧しく、それに依存したということは、筋から

いつて非常に間違いた。それを予算編成の段階に大蔵大臣との交渉の際に、自治大臣が交付税率の二八・五を二八・九にする交渉のときに、あつさりおりたということは、重大なミスをしたとか、かような見解を持つていてるのですが。これは自治省の局長は今は黙っているけれども、がく然として青くなつた。文部大臣もかんかんになつて怒つてゐる。自治大臣は警察庁の予算をとるために、二者択一で、こちらを犠牲にして、自治大臣は自分のほしいものを、ほかの予算を、これはことでは名前は言いませんが、水田さんと自治大臣はけしからぬと言つておりましが、どうですか。

この〇・四を上げるといふことと、それと取り引きしたといったよろしくない、この大蔵省の建前であります。だから、この〇・四を上げるといふこと、それと取り引きしたといったよろしくないということから、別途いろいろなことをからぬ、というようなことになつて、それじゃ全体の運営上たいへんおもしろくないというようなことから、別途方に方法を考えたわけであります。わざわざ今まで國の補助という建前を認めながら、こうしたことと終始しておつたのか

○國務大臣(安井謙君) たいへん御叱声とも御激励ともつかぬ御質問をいただいたわけであります。これはいろいろ考え方、御批判はあるうと思います。御承知のとおり自治省はここ二年來國の補助を一劃持つべきだという主張で、ずっと予算折衝を続けてきたわけであります。しかし、これを二年やつてさらによるとまらない。まとまらなければ、この法律案 자체は實現もできないので、実施しなくてもいいかどうかという問題に三年目でぶつかっているわけであります。こういふような意味から、一方全然認めないと、いふ限りは、これは主張を譲らなければ、これまで見送る以外に方法がないといふ点が一つと、それからもう一つは、國が補助すべきだという一つの根拠はむろん十分あって主張しておったのではあります。しかし、それは必ずしもそういう一劃補助というものに限定されたものじやないのじやないかという議論も内部にあつたことも事実であった

さないといふことがあります。しかる同時に、全体の財政に対する顧慮といふものは、何もこの年金だけの問題じゃありません。交付税につきましては全体で〇・三といふ臨時のものが実現も常にふらふらして、いつでも、いつでも引つ込まれるかわからぬという状況にある際に、これは地方財政を安定させるためには、これを普通交付税率へ繰り込んで、さらに〇・一をふやすということが、地方財政全体としては大きなプラスであるといふふな判断もたつたものでありますから、そういうものも今度は取り入れ、同時に、國がどうしても出さぬといふものなら仕方がないから、出さない方法でこれをやる、こういふふうに考えてきたわけであります。

○矢嶋三義君 もう一つ、この次に少しふり下げるお伺いしましよう。きょうのところはもう三点伺つておきますが、逐条審議のときにさらに詳しく述べてあります。

りますが、たとえば附則四十一条に退職手当制度の整備というので「整備するよう努めなければならない。」とあります。これははたして国家公務員共済組合法に準じて、地方公務員共済組合法が施行され、それから退職手当が、給与の後払いとしての退職手当が、国家公務員のそれと同じ基準で必ず地方団体がやるものかどうか。國家公務員の場合は法的根拠がありますが、地方公務員の場合はないのですから、しかも、地方団体は多種多様な財政能力を持つてゐるわけだから、その点非常に懸念があるわけだ。でないと、一方では年金のはうは、年限は延びるわ、掛け金は上がるわ、そして給付率は百分の四十となるわ、年数は三年伸びたことを計算すれば、そんなに上がらない。指定都市のよくなしが得確率のいいところはむしろ下がるくらいだ。しかしそれにしても、国家公務員と同じような退職手当制度の整備が行なわれれば幾らか埋め合わせができるけれども、それができぬとなると、その差はもつと開いてくるわけです。それでこの法案に対する抵抗はもつと強くなるわけです。その点は立案者としてはどういう見通しを持っておられ、整備するように努めなければならないといふ内容は、最低限この程度までは整備しなきゃならぬというので、地方団体を指導するという案を持っておられるのかどうか。また自信があるのかどうか。いずれ数字的なものはこの次資料として、何年のはうだ、何年勤務にこうだと出してもらいたいと思いますが、そのとき詳しく聞きますが、大きな方向を大臣と政府委員に伺つておきたいと思います。

○國務大臣(安井謙君) 退職手当を受けることができるといふ部の技術的問題につきまして、政府委員のほうからお答えいたします。

○政府委員(佐久間謹君) この点につきましては、十月一日から実施できますように財政計画上は所要財源を見込んでおります。この法律が成立いたしましたならば、御指摘の条文をもとにいたしまして、地方公共団体に国家公務員ベースの退職手当制度が整備されまして強力に指導いたすつもりであります。

○矢嶋三義君 教的な資料をこの次出しているだけですか。

○政府委員(佐久間謹君) はい。

○矢嶋三義君 そういうものの、必要な財政措置といふものが地方財政計画で完全に行なわれているものかどうか、お答えいただきたい。

○國務大臣(安井謙君) 行なわれておられます。

○矢嶋三義君 この点さよなはこの程度にしておきますが、大蔵省側に伺いますが、あなたのところは、組合運営について非常にごついといふことを承つて、そういう感じがまた私もしていりますが、あなたのところは、組合会方式をとったが、詳しいことはこの次聞きますので、きょうはあなたのほうだけ伺つておきたいと思うのですが、どういわゆるなんですかね。補助金は、地方制度調査会は出せといふのに補助金は出さぬわ、運営について烈な抵抗を大蔵省はされたというのだから、発言権ですね、これはあの法案審議のときに非常に問題になつた一つの焦点だったのですが、同じような

ものを持とうといふ点は、あまりいただけない御態度のようだがするのですがね。そして結局糾余曲折を経て審議会方式と組合会方式になつたが、それ自体も僕はおかしいと思うのだが、大蔵省としてはどういう御見解を持っておられるのか、承つておきました。大蔵省としてはどういう御見解を持っておられるのか、承つておきました。この法律が成立いたしましたならば、御指摘の条文をもとにいたしまして、地方公共団体に国家公務員ベースの退職手当制度が整備されまして強力に指導いたすつもりであります。

○政府委員(平井健郎君) ただいま先生からおしゃりを受けました。私どももいたしまして別に非常にごついとかいうよろしい意味で考えておつたわけではありません。この法律案が作成される過程におきまして、まあ確かに御指摘のように、地方公務員の共済組合の中でも三共済、いわゆる三共済につきましては運営審議会方式をとつたようなわけでございますが、これは一つの考え方としては、どちらかの、組合会なり、あるいは運営審議会なり一つの方程式に統一するというのも考え方ではあるうかと思ひますが、この法律自体がすでに三共済と市町村職員共済組合といふなどを統合していくといふことと組合運営係上、いわば母法的な性格において、それが法律案を受け入れていくと、それが法律案を受け入れていくと、あなたが考へたわけでございまして、その限りにおきましては、従来の三共済について運営審議会方式がとられ、市町村共済組合については組合会方式がとられておりました。それで、その限りにおきましては、事務当局からも答弁すると思ひますが、今大蔵省で答弁されましたように、三組合につきましては、従来その建前をとつておつたものでありますから、それをそのまま継承したが一番標準だらうといふ建前で、三つについては、そういう建前を継承いたして、それからその他については、それぞれまた従来の歴史なり行き方に準じて組合会方式をとつておきたい。こういうふうに私どもはふうに認識されているのか。答弁次第

○矢嶋三義君 この次の質疑に關係がござりますので、きょうはあなたのほうで、お尋ねの点、書き分けましたのは、運営審議会の議を経なければならぬといふのと、三分の一くらいいっていることですか、どういうところですか。

○政府委員(佐久間謹君) お尋ねの点、書き分けましたのは、運営審議会の議を経なければならぬといふのと、三分の一くらいいっていることですか、どういうところですか。

○矢嶋三義君 やはり一方は議決権を持たないが、一方は議決権を持つておられるのが、一方は議決権を持つておられるのか、承つておきました。それは、だから、このところ僕はずいぶん違ひのだと思ひます。こうなると組合の運営に関する度合いといふものが非常に変わつてくるわけですね。この「議」を経なければならぬ」と議決を経なければならない」と、こうなつておられるのが非常に変わつてくるわけですね。

○政府委員(佐久間謹君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 これは次の機会に質疑いたします。やはりそだだとすると、組合運営の関与度といふものの差をついたかといふのが、僕は条文読んでわからぬ。きょう大まかなことを承つておいて、さらにこの次に伺いますが、お答えいただきたいと思う。

○國務大臣(安井謙君) 審議会と組合

あと二点ですが、文部省に伺います。が、文部大臣が来ておらないから事務当局の感じを承つておきたいのです。が、公立学校の共済組合員といふのは相当多いわけですね。それから平均ベースも高いから相当会計も累積されるわけですね。だから正しい意味の公務員が、いかにも考へたわけでございまして、その結果、大蔵省は優良可を使つたのだから、おおむね可なりといつたところで、大体検討はつくと思うのです。

○矢嶋三義君 文部省は優良可を使つたのだから、おおむね可なりといつたところで、大体検討はつくと思うのです。

○國務大臣(安井謙君) 審議会と組合会というものの性格あるいは運営上の法律的な解釈につきましては、事務当局からも答弁すると思ひますが、今大蔵省で答弁されましたように、三組合につきましては、従来その建前をとつておつたものでありますから、それをそのまま継承したが一番標準だらうといふ建前で、三つについては、そういう建前を継承いたして、それからその他については、それぞれまた従来の歴史なり行き方に準じて組合会方式をとつておきたい。こういうふうに私どもはふうに認識されているのか。答弁次第

○政府委員(佐久間謹君) お尋ねの点、書き分けましたのは、運営審議会の議を経なければならぬといふのと、三分の一くらいいっていることですか、どういうところですか。

○政府委員(杉江清君) まことに答えておきます。それは、おおむね可なりといふことです。それで、この次に質問もまた変わつて参りますので、事務当局の見解を承つております。

○政府委員(佐久間謹君) お尋ねの点、書き分けましたのは、運営審議会の議を経なければならぬといふのと、三分の一くらいいっていることですか、どういうところですか。

○政府委員(平井健郎君) まず、この法律で少なくとも五年に一回検討するといふ建前を定められておりまして、それまでの共済組合団体、つまり連合会、加入組合でございますれば、共済組合連合会が、そうでない単位組合で行なつております建設省の場合でありますれば、建設省の共済組合がそれぞれ検討をいたしまして、これを改

訂する必要があるといつ線に立つて、ますれば、われわれのほうに御相談があるわけでござります。そこで、先生御質問のございました、近くこの財源率を改訂する考え方があるかないかと、いう点でござりますが、私どもが伺っている範囲におきましては、近くこれを改訂するという考え方ではないようでございます。これは一般の非現業国家公務員の場合でござりますと、三十九年十月、この時期が少なくとも五年間という時期に該当いたしますので、その時期になりますすれば、先生の御質問のございました点につきましては、何らかの結論を出さなければならぬわけでござりますが、現在のところではございません。ただ、すでに御存じと存しますが、新制度の発足の際に、一部の省庁から財源率について再計算を要望する声もございましたので、また一方では、一昨年の十月に、いわゆる上厚下薄の一・二・四%の公務員のベースアップが行なわれまして、これが財源率に相当大きな影響を与えて、共済組合連合会におきまして、保険費理の専門家が一応試算したことにはござります。その試算の結果を分析いたしましたと、たとえば死亡率といったようなものは、明らかに低下いたしておりますし、また、これが退職率とか、あるいは障害者の発生率、あるいは遺族の保有率などとともに、漸次下がっていくであろうということを客観的に言えるわけでござりますが、先ほど私が申し上げました、公務員のベー

ス・アップのやり方による財源率の変動要素、これについては、必ずしも一  
がいに上がると言いたい切れるものでもないといふような中間的な考え方をも出て  
参つております。それから特に、最も多く  
財源率に影響いたしますところの退職年金給付に關する要素につきましては、何分割度が本格的に発足いたしま  
してから、保険數理の計算基礎となりました期間が一年数カ月程度にとどまつたといふ経緯もありまして、今直ちに結論を出して、財源率を動かすといふことは適当でないといふような結論がございまして、また方々出てきた意見には、何分割度よりも若干上がるといふような要素がございましたが、現行の財源率とそろ大きな開きがあるものではないといふような専門家の意見になつたようござります。そういった点を総合勘案いたしまして、結局、中間検討の結果、直ちに今の財源率を動かす必要はないといふ意見になりました。先ほど申し上げましたように、この問題は三十九年の十月を日途として、さらに今後検討されていくであります。どうということが言えるわけでござ  
います。

ただ一点だけお断わり申し上げてお  
きたいのであります。昨年、退職一時  
金制度の変更がございまして、従来  
は三年間勤務しませんと、退職一時金  
を支給されなかつたわけですが、これが  
一年の勤務につきましても退職一時  
金が支給されるようになつたわけでござ  
います。これは一般公務員につきま  
しては、さほど大きな財源率に対する  
影響はないと思ふが、これは制度の改  
正によりまして、

影響は及ばなかつたのでござりますが、いわゆる任期制の自衛官につきましては、何分勤務期間が一般的に短かいため、この点につきましては、特別の制度改正に伴う措置として、昨年の十一月に任期制自衛官についての財源率の変更を行なっております。この点を除きましては、先生御指摘の点につきましては、現在直ちにこれを動かすところ考へ方はございません。  
○矢嶋三義君 あと数字を二、三、国家公務員共済組合について伺つておきますが、答えて下さい。今組合員が何名で、一年の掛金が幾らで、資金運営部資金へ幾ら投入しているか、その数字を教えていただきたいのです。  
○政府委員平井迪郎君 国家公務員共済組合の組合員の正確な数字はちょっと手元にございませんが、大体現業におきまして六十四万五千千程度、それから現業職員におきましては三十六万三千程度というふうに理解いたしております。  
それから掛金につきましては、一一番大きな団体である連合会を例にとって申しますならば、三十六年度におきまして、大体これは決算数字を確定いたしましたが、六十五、六億程度の掛金ということになつております。そのほか、これに次ぐ大きな組合でございます郵政省をとりますと、三十六年度の掛金が二十八億程度で、積立金増加は七八八億程度ということになります。あと若干印刷、造

○政府委員(平井健郎君) 遠慮いたしまして、大体百億前後というふうに理解いただいて、けつこうだと思います。

○秋山長造君 現業、非現業両方で……。

○政府委員(平井健郎君) これは現業、非現業両方でございます。

○矢嶋三義君 積立金の……。

○政府委員(平井健郎君) 積立金の増加額は、連合会が先ほど申し上げましたように百六十億前後、郵政省が八十億前後でございまして、全部入れまして二百七、八十億にならうかと思つております。

○矢嶋三義君 資金運用部資金へ幾ら入れてあるんですか。全部……。

○政府委員(平井健郎君) 資金運用部資金につきましては、ちょっと制度の説明になりますが、毎年度の純増額の三分の一を資金運用部へ預託するという建前になつておりますて、先ほど申上げましたように、二百七十億程度でございましたならば、九十億ぐらゐが資金運用部に預託されることになります。

○矢嶋三義君 最後の最後ですが、各組合の福祉事業に相当なアンバランスができてはしないだろか。その点国家公務員共済組合の実情を教えていただきたいと思います。

○政府委員(平井健郎君) 非常に広い意味で福祉事業を考えます場合に、何らのアンバランスがないと申し切る自信はございませんが、一般的に申しますならば、連合会で実施すべき事

業、単位組合で実施するべき事業のバランスを考えまして、財源なり、あるいは実施事業についてできるだけ効率をはかつて参つておるつもりでござります。

○矢嶋三義君 現状で差は相当出てきているのですか、いないですかといふことを伺つてゐるのですが、相当差が出来てゐるのではないかですか。

○政府委員(平井連郎君) たとえは国鉄、電気、専売といった、いわば三公共企業体関係と、一般の非現業の職員の場合と比べますならば、やはり一般の非現業の職員のほうがややおくれてゐるということは言えるかと思います。

○秋山長造君 とりあえず資料を要求したいのですが、自治省のほうへお願ひしたいのは、昭和二十八年十一月に人事院から出された退職年金制度に関する勧告、それから三十年十一月に公務員制度調査会から出た答申。それから本年の三月一日に社会保障制度審議会から出た答申。それからさつきの資料の中の九ページの組織図がありますね、今度の共済組合に移行するあの数字が、対象人員の数字がずっと書いてあるのですが、その数字の内容についてもう少し小分けをした資料がほしいのです。たとえば職員が幾ら、雇用人が幾ら、これを。

それから文部省にお願いしたいのですが、公立学校共済組合の対象人員七十五万足らずということですが、その人員の内訳ですね。小学校幾ら、中学校幾ら、高等学校幾ら、そういう学校種別による人員構成。それから男女の性別構成といふようなものを示す資



ことによつて、これは〇・一が十五億なら、〇・四なら六十億、というものはない。それによって一応ふえる。しかし私ども、午前中にも申し上げましたように、それがきちんと計算を差し引きしてやつたわけじゃないので、やはり地方政府財政全体を強固にするという建前、地方財政全體を通して計算をいつつやるわけでありますから、そういう手がとられるならばもう一つはもし補助率の問題だけをがんばつておれば、これはもうやれないのでありますから、やれないということは、私はこれは三年間同じようなことをやりながらやれないということは、これは政治的に見ても好ましいことじやないということです、全体を判断した上で、今度のような方式にしたわけであります。

保険の二〇%国庫負担に対し、とにかく、國が負担をやらないから、ともかく交付金で負担すればいいのだから、それで〇・一にしてようというのが、實際こういう形が出てきた。僕は、経過であり、実態だと思うのですね。ところが、御承知のように、地方制度調査会では、これは社会保障政策の一環としてやるのだから、國の責任を明確にするために事務費は全額國が持つべきだ、それからまた、厚生年金とか船員保険に見られるがごとく、國が一部國庫負担をするのが筋が通つて、國家公務員共済組合法が一割負担している。国家公務員共済組合法が一割負ふうにするのが適当であろう。こういふ答申もなされているわけですね。だから、ほんとうに素直に考えた場合は、やっぱり当初自治省が要求されたように、事務費の全額國庫負担と、それから一割の國庫負担ですね。これが経過からいつても折り目が立つていると、こういうように、やっぱり自治省の要求というものは間違いなかつた。こういう結論に僕は立たれていると思うのですね。したがつて、まあ法案の提出はできるかできないかと――三十五年のときつぶれ、三十六年のときつぶれた。そして三十七年を迎えたが、これ以上法案提出をなし得ないということですね。したがつて、まあ筋からいって、事務費の全額國庫負担、それから一割國庫負担ですね、これをあきらめてはいないのだ、機会があればやつぱりそういう問題はぶり返して數

時間やらねばならない、こういふ、率直に言つて、折り目の立つた素直な御見解に立つておられるものと僕は推察するのですがね、いかがでござりますか。

○國務大臣(安井謙君) その点はまさにお説のとおりなんでありまして、ただ、今の補助金を要請するというのは、御承知のとおり、もう自治省は強い主張をやつていたわけなんです。これが両三年どうしても成立しない。その場合、また三年越しのこれを見送るべきかどうか、一方で財政的な問題も、何とか今度の場合には、財政計画の見通しがつくという問題もあります。それからまあ、補助金を認めないと、いうのは、われわれはあくまでも認めると、いう主張を從来していただけでありますか、認めない例もほかにあるわけで、三公社五現業のよろなものはやつてないじやないか、そういうふうな意味から、建前上それをとる限りは成立をしない、ということがいかにも明らかなるものでありますから、この際政治的判断として今のような措置をとつたのであります。それだからといって、本来補助金は要らないのだといつて、主張をしようとも思いませんし、今言われますように、きれいさっぱりあきらめておるのじゃなくて、それは機会があつてそういうようなことが復活すればなおさら私ども、これはむろんけつこうだという気持にはもう間違いないわけであります。

研究した範囲では、勤続年数が多いとふやし方が多いですね。勤続年数が三十年、三十五年となるとぐっとふやしてしまね。だからこれは退職奨金法案という感じがするのだ、僕は。相当年輩の人があらやめようかと、そういう気持が起こってくるような、誘導する内容を僕は持っていると思うのですね。それだけにやはり一部で伝えられていることは、どうもこの法案のうしろには定年制というものが控えているのじやないか。実質的に定年制施行と不可分の関係にあるのじやないかと。これは定年制の前ぶれみたいな実態がありますよ、この法案を研究しますとね。それで、これで新陳代謝をはかつていいこう。そしていすれは本格的な定年制というものが後門のオオカミとして控えているのじやないかといいうのが、相当公務員の方々の関心を持つている点ですね。この点は政府としてはどういう見解に立たれているのか、明白にしていただきたい。

○矢嶋三義君 そうするとね、定年制はやはりいすれば自治法の一部改正で、地方公務員法の一部改正でやる必要があるという立場で研究されているのですか。

○国務大臣(安井謙君) これは目下十分検討しなければならぬ。いつ、どういうふうな形でやるというような突き詰めた気持はまだ持つておらぬわけであります。しかし、定年制という問題については、やはりこれは今後の地方団体のあり方として検討はしていかなきやなるまい。しかし、これをすぐ追つかけて出すとか、あるいはこれをどういうふうに出すとかということを目標にして、今直ちに作業にかかるておるとか、検討を進めておるといふほど突き進んだものじやないわけであります。

○矢嶋三義君 研究の意欲があり、そういう事情にあるとならば、この点ちょっと僕は意見を申し述べ、承つておきたいと思うのですがね。日本の定年制というと、たいがい五十五という数字が出てくるわけですね、五十五才という数字がね。ところが、この五十五才という数字が出てきた前提は、人生五十年と、平均寿命が五十才未満程度の時代に出てきた数字なんですね。英米あたり調べてみても、五十五といふ定年といふものはないのですね。で、終戦後特に日本人の平均寿命が延びたが、厚生省の発表によると、男性にして約六十五才でしょう。女性にして約七十才ですね。七十・三才くらいになつているのですがね。もう七十ライン突破していますね。こうなつてきますと、老後の保障という立場からい

くというと、かりに検討する場合でも、今の時点では五十五才という数字で一応検討するということは、非常に私はもうこれまでてきた問題だと、かよろこびに思うのですがね。この点についておは、大臣はどういう御見解を持つておつまつか。

○國務大臣(安井謙君) 率直に申し上げまして、あまりありがたい御勧告となりましたか。率直にそのときの感想を承りたい。

まして、なるべく早くやるべしといふ明確な結論をもらつてゐるわけです。ただ法案の性格に社会保障的な要素が多分にあるという意味から、この社会

当を得たものとは思われない。したがつて本審議会としては本案を実施することが適当であるとの結論には達しなかつた。」ことがやはり答申の眼目だよ

御指摘のような点には、再考感もめぐらしながら法案を作成して、今御審議を願つてゐるつもりであります。

御指摘のような点には、再三考慮もめぐらしながら法案を作成して、今御審議を願つてゐるつもりであります。  
**○矢嶋三義君** 後日あらためてやります  
すけれども、總理に注意しておいていただきたいと思いますね。三月二十三日に、この点について占部質問があつ

○國務大臣（安井謙君）　日本人の平均寿命がだんだん伸びておる傾向も御指摘のとおりだと思います。したがいまして、定年制というものを考える上から、従来の観念をそのまま当てはめていいかどうかといふことも十分検討して、定年という問題もいすれ検討しなければならぬだらう、五十五才を必ずその境界線に置いてどうしようといったようなことを今考えておるわけじゃありませんので、今御指摘のような問題を全部ひっくるめていろいろ今後検討しなければならぬだらう、こういうふうに思つておるわけであります。

○矢嶋三義君　行政局長、まああなた方はこれから事務次官とずっとなつていて、しばらくは自治省に御在職になられると思うのですが、あなたはこわがについてどういう御見解を持っておられますか。

○政府委員（佐久間彌君）　ただいま矢嶋大臣が御答弁なさつたとおりの考え方をいたしております。

○矢嶋三義君　そこもちよつとわからぬですね。で、自治大臣に伺いますねが、実際に、三月一日に社会保障制度審議会の大内会長からあなた方に法案に対する答申があつたのですね。これを受けたときの感じはいかがでしたか。思つたとおり、予想どおりの心が出ていたと思いましたか。ああこれはちとしまつたなどというような感じがさ

おいて、いろいろの問題が挿出された、時間もないでこういう問題を引きあわめていくわけにはいかぬが、こういう問題をそのままほったらかしてすべてやつてしまふのは好ましくないぞというので、ひとつやるについては、こういう点を十分注意しろ、こういう御忠告も半ば入っているといふうに私どもはとつているわけなんですね。

○矢嶋三義君 いすれこの内容は、各委員に資料が渡つてからさらに掘り下げるみたいと思うのですが、大臣、まあ読まれたあととの感想を承るのでですが、これね、社会保障制度審議会としては相当な人が任命されているところの権威ある審議会だと思うのですが、ね。問題が非常にむずかしい問題でもあるという要素はあるにしても、何かが低ラインですな、この答申は。うぶらぶら、何か無重力状態のようう感じがするのですがね、この答申を聽んでね。もう少しつつきりした内容で答申しないと、審議会の答申としてはあまり頭脳のさえた答申でないと批判を受けても、私は抗弁の余地はないのじやないかと、この答申読んでおづるのですが、大臣はどういう感じで読まれましたか。

がほのかに伺いますと、必ずしもここで取り上げられております項目が全部全会一致とか、あるいはその会議で正式に一つ一つを取り上げて決定をなされたといいますよりは、この法律案なり制度を扱う上において問題点となるものが、それぞの委員から御論議になつた。出てきたものを列記して、こういう点については十分気をつけなければいかぬぞといら御忠告というふうに私どもは承つておるのであります。したがつて、今御指摘ありましたような、何か、たとえば形式の非常にそろつた、いわゆるそれによってそのものをすぐばりと支配するような整つた御答申とは多少趣を異にしているのじやないかといら感じもいたしております。

しょらかね。これは直接法で書かないで、間接法で書いてあって、うまく読まずないと舌をかむよくな文章ですわな。しかし、直接大内さんに聞いてみなければ、わからぬけれども、常識的に読んでも眼目はそこにあると思うのです。されどなんを感じがいたしましたか。

○國務大臣（安井謙君） これは受け取られたる側にも、いろいろ受け取り方あります。おありであろうと思います。確かに表現の仕方が非常に回り持ったものの書き方がしてあることも事実であります。ただ私は、ここのことにつきましては、いさざか私見になるかも知れませんが、本来、社会保障制度としての国民皆保険の問題あるいは年金の問題、そういうものと、総合的なものをお考へるべきものじやないかといふ点に、前段の重點が置かれてあつたのではないか。そういうものをどう上から、今、そういうものとの調整を全体でとらえておつて、こういふ法律を出すということは、この社会保障制度全体をこれから立て直していくこと、いう建前からは決して適切なものじゃない。こういう意味だらうと思いまして、これはこの法案自身にいわゆっていることよりも、今日の日本の社会保障制度全体に対しての意見が相入つて、こういふ結論になつてゐるのぢやないかといふ気がいたしておなりました。私どもはできるだけ、そういう

です。三月二十二日の本会議の速記録を見ると、「この制度を設ける」とは絶対反対だという答申でもないので、ところいうふうに述べている総理大臣の発言の仕方は乱暴だと思うのだね。大体政府が任命した審議会が絶対反対だなんて答申するものですか。これだけ読まなくてやならぬと思う。かりにこの法律が成立しても、この運用なり総理大臣は眼光紙背に徹する気持で読まなくてやならぬと思う。ところに将来的検討にあたっては、そういうう論點で読まなくてやならぬ。ところが、この占部質問に対する総理は、「この制度を設けることは絶対反対だといふ答申でもないのですよ。これを当該大臣なり総理大臣は眼光紙背に徹する気持で読まなくてやならぬと思う。かりにこの法律が成立しても、この運用なり総理大臣として機会があつたら茶飲み話のときでもいいから、耳に入れておいていただきたいと思います。いずれお目にかかる機会があれば私も一応。」最後にもう一項目伺つて、きょううふとところ終わります。四、これでござります。日本の公務員に限らず、民間労働者もそうですが、非常に大きな問題は、それは年々初任給、それから若い人の給与であります。日本は、高給者も問題ですけれども、層の、

○國務大臣(安井謙君) まあ御承知のとおりに、この法案は、本来地方制度調査会からの御答申をいただいておな

のような時機に、このような掘り下し不十分であつて問題の多い本案を実施し、恒久的に将来を拘束することは、

入って、こういう結論になつてゐるの  
じゃないかといふ気がいたしておらず  
した。私どもはできるだけ、そういう

初任給、それから若い人の給与で  
よ、非常に大きな問題は。それは年々  
層の、高給者も問題ですけれども、毎

わからないが、四十四の数字の出た根拠といふのが、必ずしも明確でないんじゃないか。これから資料で検討しませんがね、国家公務員の場合は千分の四十四になつておるが、だからといつて、直ちに地方公務員が準じて千分の四十四だということにはなかなか簡単にいきかないじゃないか。で、御記憶あるかと思いますが、二十八年の人事院勧告にも、組合員の負担は千分の二十五は適当だという人事院勧告が出ておるわけですね。私も千分の二十五あたりが、今恩給法は千分の二十ですが、まあ妥当じゃないか。もしこの料金率が千分の四十四というのは千分の二十一五、そういうふうになれば、それにもう一つ、幾つもあるが、もう一つこの減額年金制度ですね、この現在の恩給

はいろいろ其他に問題があるですよ。それが  
るけれども、千分の四十四と減額年会費  
というのが、何といってもやはり一番  
問題点だと思うのですがね。これを大  
臣はどういうふうにお考えになつてお  
られるか。その答弁次第では、もう質  
問を私はきょうはもちろん、今後もや  
めようと思つておるんですがね。しか  
し、それがうまくいかないとなります  
と、やはりこれは慎重審議すると僕がだ  
けでもやはり五、六十時間くらい伺わ  
ないと、十分尽くし得ない内容を持つ  
ておる感じがするんですけどね。そこら  
あたり、まあ法律を作るまでの経過を  
いろいろあるのでしようが、どうい  
うことなのか。どういう経過なのか。そ  
れとも今度はこれでやつて、近い機会  
にこれを再検討しようというようなお

○矢嶋三義君 政府委員が答える前に、ちょっとと説明しますが、他の組合に比べても、女子公務員はおりますけれども、最多多いのはやはり公立立学校教職員共済組合ですね。教育学部は二年と四年があります。この二五年におろすという点は、とても今これを採用する勇気はないわけであります。

減額制度につきましては、いろいろなこれをお考へいただけると思いますが、今年度年金制度を発足するにつきまして、いろいろな他の国の公務員制度との比較等も見ました上で、今回はもういう制度をとつております。この占めにつきましては、政府委員からも、し何でしたら御説明をさせたいと思ひます。

○政府府委(佐久間彌右) 減額退職年金の問題につきましては、先生の御質問の如きをやめるというわけにいかないのが一事です。お答えいただきたいと思います。

金の問題につきましては、先生の御質問の如きをやめるというわけにいかないのが一事です。お答えいただきたいと思います。

摘要のように、女子職員が若年で退職するようななケースが、特に教員の場合は、相当多いといふ事情は、立案の過程におきましても伺っております。いろいろ問題はあるように存じますが、この新しい年金制度におきましては、額退職年金制度をとりましたのは、これまでの恩給方式から保険主義に基づいて、退職年金制度に切りかえたわけでございますので、五十五才で四〇%といたことをもとにいたしまして、掛金と地方団体の負担金とを計算をいたして算出いたしますが、五十五才にならぬいたしましたものが、五十五才にならぬ

こういう減額年金制度でいけば、これは実態的に女子公務員に対する差別遇という点になりまして非常に気の悪だと思います。それだけにこの法案に対する抵抗がまた強く出ているわけですね。こういう点、文部大臣はどういうふうに認識してどういうふうに対処されるようとするのか、所管の自治大臣と最も関係の深い文部大臣と閣議あとでも懇談されて、次の委員会でもそれぞれの大臣からお答えをできるように御研究をおきを願いたいことをお申し上げて終わります。

より国の人事費の膨大化を抑えるといふ政治的配慮からではあるが、不適当に初任給が安い、若い人の給与が安過ぎる。これが日本の今の給与制度の一番大きな問題ですよ。初任給を上げれば、人件費はもととなる若い人の層が多いから。だから、上厚下薄にすれば、上を相当上げたって人數は少ないので、そういう体系を立ててきているのですがね。だから若い人にしてみれば、二十年後に年金が幾らか多くなる云々というよりは、きょうあすの実質賃金が少しでもよくなる、そして映画一ペんでもよけい見る、本一冊でも買える、ボマード一個でも気安く買えるということは、日本の若い公務員の給与の問題で一番重要な問題だと思うのですね。その点で千分の二十九が千分の四十四になつたというのは、非常にショックなんですね。

法の若年停止に比べると非常に悪くなりましたが——悪くなりますよ。ことに女子公務員がまあ文部省関係なんですが、約半数ありますがあくまで二十一年勤めて年金がつくと、家庭婦婦ですからおやめになるわけですね。四十四、五でたいていおやめになるわけですよ。それから五十五に至る十年間、一年について四%ずつ減額するなど、そういう人々にとつては非常に年金が減額を受けるわけですね。そして五十五になつても復元しないこともありますからね、この不満は大きいと田代によると、そいつは非常に改悪になつておる。だから、幾つか問題があるが、この減額が金の手直しだすね、それと掛金が人事院勧告の千分の二十五程度に直れば、少なくとも僕は、僕個人として質問をやめて、あすにでもこの法律を上げて

考えなんか。いすれは荒木文部大臣も聞いてみようと思うのですが、非常にこれは、文部省関係では約半数は教員ですがね、こういう人々に対しては非常にショッキングなお氣の毒な対応になつておると思うのですがね。応きょうのところは、それだけ安井治大臣に伺つて一の質問を終わりたと思うのですが、御答弁を願います。

○國務大臣(安井謙蔵)　なるべくないば掛金といふものは少ないほうがないと思いますが、これは社会保障制度あると同時に、保険的な性格も入つております。また、この全体の計算が十四でも、将来、御承知のとおりにつじつまが合るものでないといふことはあります。しかし、少なくとも、今その程度のものにはやつてかなければ、そのめとばつかないといふ計算上から、国と同じような率を用いたしておるのであります。ど

が、オーソドックスの四年にしても少なくとも二十二、三才で出るわけです。結婚して、子供ができると、十年という期間が参ると、たいがい人はおやめになります。そうするとおやめになるのは四十三ですよ。五五まで十二年あります。これを一年について四名減額されると大体五割減になるわけですね。結局この法に基く退職年金の半額を受けるだけで、そして五十五才になつてもやはり半がずっといくのですから、今の若年が止に比べてずいぶん不利です。だから、そういう女教師との法案に對する抵抗といふものは大きいと思うのです。だから、そのところは少し非難だつたと思うのです。どういうわけら、そういうなにをしたのか。文部大臣おぬからわからぬが、いずれ聞いてみようと思うが、文部大臣はどういふ主張をされたのか、これらを少なく

ても復元をしないといふシステムになつておるわけでござります。そんぞう關係で御指摘のよろな若干不利な点も出てくるわけでござりますが、この点は国家公務員共済組合につきましても同様な考へ方で、そのうな制度になつておりますんで、どもいたしましては、今回の立案際しまして、国家公務員の退職年金制度にその点もこれを合わせて立案をなしたわけござります。

○矢嶋三義君 安井自治大臣、文部大臣と協議して次の委員会に御出席するようにお願いしておきたいと思ひます。やはり女子公務員に対しては、女平等と言ひながら差別しているわです、実態的には、五十五才まで男は勤務させても、女子公務員にはほとんど勤務させない、早くやめさせるやめなければ、職場におれない零細を作つておるですよ。全般的にそん

ても復元をしないといふシステムになつておるわけでござります。そぞう関係で御指摘のよろな若干不利にござるといふ点も出でてくるわけでござりますが、この点は国家公務員共済組合につきましても同様な考え方で、そのような制度になつておりますので、どもいたしましては、今回の立案を際しまして、国家公務員の退職年金制度にその点もこれを合わせて立案をいたしたわけでござります。



いう法律同士のやつぱりなわ張りといふものがあるでしょうけれども、ある時期にひとつそういうものを、いわゆる総合的な立場で一まとめてにして、これはやっぱり強力な僻地振興対策といふものを講じなければ、こうやって個個はばらばらに従来の立法法のある行政措置との不十分な点、穴を若干埋めていくといふ程度のものではこれはもう、全然むだではないと思う、むだではないと思いますけれども、ほんとうにそれほどの僻地振興といふよくな効果は私は期待できないのではないか。もう少し、自治省という事務的ななわり張りの範囲内での措置でなしに、何か、担当大臣としてはそれは自治大臣だけつこうですが、政府全体が僻地の問題と真剣に取り組むという意気込みと、それからそれだけの内容を持つた立法といふものを私は考えられるものだらうかといふように思うのですがね。まあ同じことを重ねて聞くわけですねけれどもね。

す。しかも、今度の法律によるとまして、その僻地の特に必要な振興計画といたしまして、そのものを、府県知事を通じて自治省へ習つて参りました場合、自治省からは、今度は他省とも十分協議、連絡をいたしまして、そのほうを政府全体として総合的に推し進めていこう、さらにその上で必要な財政措置がまた自治省の分野であれば、それはそれでまたやつていこうと、まあこういう考え方で、一足飛びに非常に形の整つたものとは、あるいは言うのに少々形が変わつておるかもしませんが、御趣旨は大体それを生かすように運営面で十分できる仕組みになつておらうかと思うのであります。

は問題は僻地なんですかからね、だから、どうして僻地ではどうなことにしたために、かえって本來ねらった焦点がぼやけるといふことはないのですか。どうして僻地ではいかぬのですか。実際問題の何とかしないきやならぬといふものはいわゆる僻地なんですからね。だから、その僻地ではあまり狭過ぎるといふようなことは、なれば、これはかえつて焦点がぼけてこやせぬですか。言葉の問題ではあるが、しかし、案外私はそこらに重要な問題がひそんでいるのじゃないかと思うのですがね。

なんで、それをまああえて、僻地も辺地も同じ意味だということで、なまほんと辺地という言葉を使つたというふうなことです。それで、僻地といふ言葉をあえて、常に今まで使われてゐた言葉をあえて、やめて辺地ということにしたことに若干の理由がある。区別があるといふことなら、私はかえつて納得しがたい点が出てくると思うのです。今後、自治省は、僻地という言葉はもう一切使うのをやめて、従来それに当たつておつた場合にはすべて辺地といふ言葉を使つただ方針をあらねばならないのです。そこらはどうなんですか。

るな知恵も出てくるだらうと思つてあります。が、さあたつてはそりうむ向を考えているわけでござります。

○秋山長造君 そいたしますと、この僻地にしても辺地にしても、われわれが議論する場合には、大体從來の僻地といふ言葉を使っておつたと同じ意味で辺地という言葉を使つていわけですね。そういう解釈でいいわけですね。同じように考えたらいいのですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 僕地は全般辺地に包含されると、こう考えております。

○秋山長造君 たとえばへき地教育振興法による僻地、それから離島振興法による離島ですね、そういうものとの程度のこの法律による辺地といふものは、大体ほぼ同じものというように解釈していいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 離島振興法の離島は、かなり大きな島も全般的に離島振興法の対象にしているわけでござります。そういう島になつて参りますと、その中のやはり僻地性の強い羽地がこの法律の対象になるというふうに考えております。もちろん非常な離島で小島につきましては、全体がこの羽地に該当する場合も非常に多いと思ひますけれども、ただ大きな島になつて参りますと、必ずしも全部が一致するわけのものではない、かよう存じます。

○秋山長造君 そうすると、僻地とばつと符合するわけじゃないけれども、多少の出入りはあるても大体同じところをねらつておるというふうに考えたらしいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) へき地教育振興法の関係については、私は全くよく

体において同じと、こう考えていたたいていいと思います。ただ離島振興法につきましては、ちょっと離島の範囲が広いものですから、そもそも言い切れないので、だらかというふうに思います。

○矢嶋三義君 具体的に聞きますが、熊本県天草の本渡市は離島振興法の適用地域に入っているわけですね。それで海岸堤防や道路等の事業をやっていいるわけですね。ああいう本渡市なんかは市議会で議決してこれを自治省に申請するというようなことはできないと、いうわけでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 本渡市の中

にも私は辺地がいいぶんあるのじやないだらかというふうに思っているの

です。本渡市全体が辺地だとわれわれ考えていないわけです。

○秋山長造君 まあ具体的なことは政

令でいざれ基準をきめて、そうしてそれ

に合うところを指定されるということ

になるのだろうと思うのですが、自治

省で予定されておる辺地ですね、辺地

は一休どのくらいな範囲になるのかと

いうことですね。それからわれわれが

僻地々々といふ言葉で呼んでいる、新

しい法律によれば辺地ですが、この辺

地のいろいろな実態についての調査と

いうものを自治省でおやりになつたこ

とがあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) この制度を考

えて、一応の調査はいたしているわけでござります。しか

し、何分案を作るための一応の調査をしませんので、実行にあたりましては、さらに詳しい検討をしてしなければならないだらうと、こう考えておりま

す。当時、府県を通じまして、辺地の施設の整備をしたい地域を調べたわけ

でござります。その際には、市町村がございました。

○秋山長造君 そのさしあたつての、市町村について実態調査を自治省が直

接されたものは全然ないのですね。

○政府委員(奥野誠亮君) その報告になりました若干の地域については、一

応行なつたところもあるわけございま

すけれども、しかし、ほんとうの具

体的な調査ということになりますと、まだこれからの問題に属するだらう、

こう思つております。

○秋山長造君 私、せんだつて離島振

興法の一部改正の審議のときにも、企

画厅にも強く要求したのですが、やはりこりこり問題を取り組んでいく場合

には、何よりも第一にその前提として、僻地々々と言つけれども、その僻

地の一体実態がどういうふうになつて

いるのかといふことを、ます精確な資料

でお互いにつかんだ上でやはり対策

を考えていくくとい順序にならない

と、たゞばく然とした紙の上の資料に基づいて対策を立てても、これはなか

なかびたりしないといふそれがあ

るんじゃない。私は、現在僻地の実

態調査はまだやられてないといふこと

ならば、早い機会にやはり自治省で直

接この僻地、辺地の実態調査をやら

れて、そして相当充実した資料を作ら

れることがやはり必要なじやないか

といふように思ひますが、そういう

ことがあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) この制度を考

えて、一応の調査はいたしました。

○秋山長造君 「当分の間」というの

は、一応五年といふお考えなんですか

か。

○政府委員(奥野誠亮君) 五年で切る

つもりでございませんけれども、さし

あたつては五年、五十億円で案を作つ

て進めていつたらいかがなものだらう

か。その上に、その進行の過程なり、

あるいはその計画なりにさらにいい計

画を考えていかなければなりません。

○秋山長造君 この法律以前に、い

んないわゆる辺地対策といいますか、僻地対策といいますか、そういうもの

が個々はばらばらに行なわれているわけ

ですね。それを大体でいいですが、項

目と、それから金額、わかりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 従来からも、先ほどお話をおりましたように、

診療所でありますとか、あるいは電気

でありますとか、といふようなことに

ついて、部分的な僻地対策が進められ

て参つてきておりますので、それらを

おこなっています。その際には、市町村か

ら該当の個所があるという意味の報告がございました。

○秋山長造君 そのさしあたつての、

市町村について実態調査を自治省が直

接されたものは全然ないのですね。

○政府委員(奥野誠亮君) その報告がございました。

○秋山長造君 具体的に聞きますが、

熊本県天草の本渡市は離島振興法の適

用地域に入っているわけですね。それ

で海岸堤防や道路等の事業をやってい

るわけですね。ああいう本渡市なんかは

市議会で議決してこれを自治省に申

請するというようなことはできないと

いふわけでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 本渡市の中

にも私は辺地がいいぶんあるのじやないだらかというふうに思っているの

です。本渡市全体が辺地だとわれわれ考えていないわけです。

○秋山長造君 まあ具体的なことは政

令でいざれ基準をきめて、そうしてそれ

に合うところを指定されるということ

になるのだろうと思うのですが、自治

省で予定されておる辺地ですね、辺地

は一休どのくらいな範囲になるのかと

いうことですね。それからわれわれが

僻地々々といふ言葉で呼んでいる、新

しい法律によれば辺地ですが、この辺

地のいろいろな実態についての調査と

いうものを自治省でおやりになつたこ

とがあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) この制度を考

えて、一応の調査はいたしました。

○秋山長造君 「当分の間」というの

は、一応五年といふお考えなんですか

か。

○政府委員(奥野誠亮君) 五年で切る

つもりでございませんけれども、さし

あたつては五年、五十億円で案を作つ

て進めていつたらいかがなものだらう

か。その上に、その進行の過程なり、

あるいはその計画なりにさらにいい計

画を考えていかなければなりません。

○秋山長造君 この法律以前に、い

んないわゆる辺地対策といいますか、僻地対策といいますか、そういうもの

が個々はばらばらに行なわれているわけ

ですね。それを大体でいいですが、項

目と、それから金額、わかりますか。

○秋山長造君 具体的に聞きますが、

熊本県天草の本渡市は離島振興法の適

用地域に入っているわけですね。それ

で海岸堤防や道路等の事業をやってい

るわけですね。ああいう本渡市なんかは

市議会で議決してこれを自治省に申

請するというふうに思つております。

○秋山長造君 そのさしあたつての、

市町村について実態調査を自治省が直

接されたものは全然ないのですね。

○秋山長造君





4

前二項に定めるもののほか、  
第二十五条第二項、第四項及び  
第五項（非常災害対策副本部長  
に係る部分を除く。）、第二十六  
条、第二十七条並びに第二十八  
条の規定は、緊急災害対策副本部  
の組織及び所掌事務、緊急災害  
対策本部員に対する指定行政機  
関の長の権限並びに緊急  
災害対策本部長の権限について

一 その供給が特に不足してい  
る生活必需物資の配給又は讓  
渡若しくは引渡しの制限若し  
くは禁止

二 災害応急対策若しくは災害  
復旧又は国民生活の安定のた  
め必要な物の価格又は役務そ  
の他の給付の対価の最高額の  
決定期

三 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

四 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

五 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

六 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

七 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

八 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

九 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十一 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十二 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十三 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十四 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十五 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十六 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十七 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十八 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

十九 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十一 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十二 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十三 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十四 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十五 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十六 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十七 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十八 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

二十九 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十一 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十二 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十三 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十四 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十五 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十六 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

三十七 金銭債務の支払（賃金、災  
害補償の給付金その他の労働  
関係に基づく金銭債務の支払  
及びその支払のためにする銀  
行その他の金融機関の預金等  
の支払を除く。）の延期及び權  
利の保存期間の延長

4 内閣は、第一項の規定により  
政令を制定したときは、直ち  
に、国会の臨時会の召集を決定  
し、又は参議院の緊急集会を求  
め、かつ、そのとつた措置をな  
お継続すべき場合には、その政  
令に代わる法律が制定される措  
置をとり、その他の場合には、  
その政令を制定したことについ  
て承認を求めなければならない  
い。

5 第一項の規定により制定され  
た政令は、既に廃止され、又は  
その有効期間が終了したものと  
除き、前項の国会の臨時会又は  
参議院の緊急集会においてその  
政令に代わる法律が制定されたと  
きは、その法律の施行と同時に  
この法律の施行と同時に、その臨  
時会又は緊急集会に  
おいてその法律が制定されない  
こととなつたときは、制定され  
ないこととなつた時に、その効  
力を失う。

6 前項の場合を除くほか、第一  
の規定により制定された政令  
の規定により委任したときは、  
直ちに、その旨を告示しなけれ  
ばならない。

7 内閣は、前二項の規定により  
政令がその効力を失つたとき  
は、直ちに、その旨を告示しな  
ければならない。

8 第一項の規定により制定され  
た政令に罰則が設けられたとき  
は、その政令が効力を有する間  
間に終了し、又は第五項若しく  
は第六項の規定によりその効力  
を失つた後においても、なお從  
前の例による。

9 第百十条から第百十二条までを  
削り、第九章中第百十三条を第百  
十一条とし、第百十四条を第百十一  
条とし、第百十五条を第百十二  
条とし、第百十六条第二号中「第二  
十一条第一項」の下に「（第百八条  
第四項において準用する場合を含  
む。）」を加え、同条を第百十一  
条とし、第百二十二条第一項を削り、  
同条を第百二十三条第一項とす  
る。

10 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

11 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

12 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

13 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

14 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

15 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

16 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

17 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

18 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

19 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

20 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

21 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

22 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

23 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

24 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

25 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

26 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

27 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

28 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

29 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

30 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

31 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

32 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

33 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

34 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

35 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

36 第百二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

4 第二百四条第二項中「産業教育  
手当」の下に、「災害派遣手当」を  
加える。

5 第三条 災害救助法（一部改正）  
法律第六十号の一部を次のよ  
うに改正する。

6 第一条中「非常災害」を「災害」に  
改める。

7 第二条を次のように改める。  
第二条 この法律による救助（以  
下「救助」という。）は、都道府県  
知事が、政令で定める程度の災  
害が発生した市町村（特別区を  
含む）の区域（地方自治法（昭和  
二十二年法律第六十七号）第二  
百五十二条の十九第一項の指定  
都市にあつては、当該市の区域  
又は当該市の区の区域とする。）  
内において当該災害にかかり、  
現に救助を必要とする者に対し  
て、これを行なう。

8 第三条から第二十一条までを次  
のよう改める。  
第三条から第二十一条までを次  
のよう改める。

9 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

10 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

11 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

12 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

13 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

14 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

15 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

16 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

17 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

18 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

19 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

20 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

21 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

22 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

23 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

24 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

25 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

26 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

27 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

28 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

29 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

30 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

31 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

32 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

33 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

34 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

35 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

36 第二十二条第一項を削り、同条  
を第百二十三条第一項とす  
る。

4 第二条 地方自治法（一部改正）  
法律第六十号の一部を次のよ  
うに改正する。

5 第百六十条を次のよう改め  
る。

6 第百六十条を次のよう改め  
る。

7 第百六十条を次のよう改め  
る。

8 第百六十条を次のよう改め  
る。

9 第百六十条を次のよう改め  
る。

10 第百六十条を次のよう改め  
る。

11 第百六十条を次のよう改め  
る。

12 第百六十条を次のよう改め  
る。

13 第百六十条を次のよう改め  
る。

14 第百六十条を次のよう改め  
る。

15 第百六十条を次のよう改め  
る。

16 第百六十条を次のよう改め  
る。

17 第百六十条を次のよう改め  
る。

18 第百六十条を次のよう改め  
る。

19 第百六十条を次のよう改め  
る。

20 第百六十条を次のよう改め  
る。

21 第百六十条を次のよう改め  
る。

22 第百六十条を次のよう改め  
る。

23 第百六十条を次のよう改め  
る。

24 第百六十条を次のよう改め  
る。

25 第百六十条を次のよう改め  
る。

26 第百六十条を次のよう改め  
る。

27 第百六十条を次のよう改め  
る。

28 第百六十条を次のよう改め  
る。

29 第百六十条を次のよう改め  
る。

30 第百六十条を次のよう改め  
る。

31 第百六十条を次のよう改め  
る。

32 第百六十条を次のよう改め  
る。

33 第百六十条を次のよう改め  
る。

34 第百六十条を次のよう改め  
る。

35 第百六十条を次のよう改め  
る。

36 第百六十条を次のよう改め  
る。

次条において同じ。)及び指定地方行政機関の長(災害対策基盤本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。以下同様)は、防災業務計画(同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、救助を行なうため特に必要があると認めときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対するときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

前項の場合においては、公用令書を交付しなければならぬ。い。

第一項の処分を行なう場合におけることは、その処分により通常は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該官吏に物資を保管させる場合には物資の所在する場所に立ち入り検査させてある場所に立ち入り検査させることができる。

前二項の規定により立ち入り検査

の旨をその場所の管理に通知しなければならない。

当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十四条第四項及び第二十六条第二項中「特別区長」を「特別区の区長」に改め、「(有線電気通信設備の届出)」を削る。

第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

政府は、日本赤十字社に、政 府の指揮監督の下に、救助に關し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五条の規定による協力を除く。)の連絡調整を行なわせることができること。

第三十二条第三項中「第十二条」を「第二十三条の二」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用(前条の規定により求償することができるものと除く。)並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定めた額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税についても、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この条において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにつては、当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにつては、左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

第十五条第一項の表中	
中央防災会議	災害対策基準(三十六年法律第十三号)第十七項各号に掲げ行なうこと。
都道府県協議会	地方協議会
中央防災会議	災害対策基準(三十六年法律第十三号)第十七項各号に掲げ行なうこと。
都道府県協議会	地方協議会



第十四条の五中「延滞加算金」を削る。

第十四条の九第一項各号列記以外の部分中「延滞加算金」を削り、同項第四号中「第十六条の四第二項」の下に「(同条第十二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「、延滞加算金」を削る。

金銭」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6

前項後段の場合においては、その嘱託に係る書面には、第四項の文書が同項の特別徴収義務者に到達したことを証する書面を添附しなければならない。この場合においては、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十一条第一項に規定する登記義務者の承諾書は、添附することを要しない。

7

前項各項の規定は、所得税又は法人税について国税通則法(昭和三十七年法律第一号)第三十八条

12

前項又は第四項第一号の規定により提供される」を「第三項若しくは第四項第一号の」に改め、同条に次の一項を加える。

13

前各項の規定は、所得税又は

14

前各項の規定による差押えがされた場合において、当該所得税の課税標準を基準として課する道府県民税若しくは市町村民税の所得割(これらとあわせて課する均等割を含む。)当該法人税の課税に基づいて課する道府県民税若しくは市町村民税の法人税割(これらとあわせて課する均等割を含む。)又は当該所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税につき、これらに係る納付義務の確定後においてはこれらの徴収を確保することができないと認められるときについて準用する。

15

更正、決定等の期間制限

(更正、決定等の期間制限)

16

第十一節 消滅時効を「第十一節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効」に改める。

17

第一章第十一節中第十八条の前に次の二款を加える。

18

第一款 更正、決定等の

19

第二款 更正、決定等の

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

定若しくは裁決（第五十九条第一項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十二条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による裁決を含む。）又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての

## 2

所得税の課税標準を基準として

理由が生じた日の翌日から起算して三年間

当該方税に係る加算金の決定

その所得税又は法人税についても、その所徴税又は決定があつた場合を除く。）当該裁決等があつた日

## 6

地方税の確定金額を、二以上の

過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

## 5

過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

第十八条第一項を次のように改め

る。

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下本款において「地方税の徴収権」といふ。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金について）は、それぞれ当該各号に掲げる日（）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 前条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金

又は当該地方税に係る延滞金又は当該地方税に係る延滞金

## 7

第二項及び第四項の規定は、還付加算金について準用する。

二 第二項及び第四項の規定は、還付加算金について準用する。

三 第二項、第三項（地方税の確定金額が百円未満の端数があるときは、「過誤納」金又はこの法律の規定による還付金の額）と読み替えるものとする。

## 8

第二項、第三項（地方税の確定金額が百円未満があるときは、その端数を切り捨てる部分に限る。）、第四項、第六項及び前項の規定の適用については、それ

判決（以下本号において「裁決等」という。）による原処分の異動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税（当該

裁決等に係る地方税の属する税目

に限る。）で当該

裁決等を受けた者に係るものに

ついての更正、決定若しくは賦

課決定又は當該裁決等があつた

日の翌日から起算して六年間

課決定又は當該更正若しくは決

定に伴う当該地方税に係る加算

金の決定（当該裁決等があつた

### (災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（不服申立てに關するものを除く。）又は納付若しくは納入に關する期限までに、これららの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。  
（郵送に係る書類の提出時期の特例）

(修正申告等の効力)

**第二十条の九の二**　修正申告は、すでに確定した納付すべき税額に係る部分の地方税についての納付義務に影響を及ぼさない。

第四十四条第一項第一号中「徵稅令書（納期を分けた場合においては、第一期分の徵稅令書をいう。）」を「納稅通知書」に改める。  
規定によつて」を削る。

2 同条に次の一項を加える。  
2 道府県知事は、納稅者が前項の納期限度までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合は、同項の延滞金額を減免することが出来る。

「百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日

から起算して十日を経過した日以前の期間については、「一日二錢」に改め、日直と書き切る。

め 同項ただし書を削る

提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用

用があるときを含む。)」を加え、「が二千四以上であるときは、その税額

を削り、同条第一項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合に  
おいては、道府県知事は、当該各

号に規定する申告、決定又は更正  
にはり納付すべき税額（第二号又

の種類の計算の基礎となるが、本算定のうちには、当該修正申告前又は更正前の既額の計算の基礎とされて

正直の精神の言葉の基礎となるにいたるに、いかつたことについて正当な理由があると認められるものがある。

田から、お話をうけたがるが、  
ときは、その正当な理由があると  
認為られる事実に基づく競争と一

吉井より横河義美に依て、和歌子にて政令の定めるところにより計算して、この金額を控除（この税額）に百分

した金額を割除した結果、この日の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告印算金額を織田

に相当する不白金が算定額を超過しなければならない。ただし、由旨書の提出期限までにその提出が



した金額に相当する重加算金額を

徴収しなければならない。

第一百一条中「しなければならぬ」を「することができる」に改め

る。 第百五条及び第百六条を次のように改める。

第一百五条及び第百六条 削除  
第一百十八条第一項後段を削る。

第一百二十二条第四項を削り、同条

第五項を同条第四項とする。

第一百二十二条の二第三項中「及び

延滞加算金額」を削る。

第一百二十三条を次のよう改める。

第一百二十三条 削除  
第一百二十五条第二項中「第一百二十

三条の規定による」「が百円以上で

あるときは」及び「(百円未満の端

数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

第一百二十六条第一項中「が百円以

上であるときは」及び「(百円未満の

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

以上であるときは、その金額を削

り、同条第二項を次のように改め

る。 2 次の各号の一に該当する場合に

おいては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正

により納入し、又は納付すべき税額

に百分の十の割合を乗じて計算

した金額に相当する不申告加算金額

額を徴収しなければならない。た

だし、申告書の提出期限までにそ

の提出がなかつたことについて正

当な理由があると認められる場合

においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提

出があつた場合又は第百二十四

条第二項若しくは第三項の規定

による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提

出があつた後ににおいて第百二十

条第一項、第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

三 第百二十四条第二項又は第三

項の規定による決定があつた後

において同条第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

第一項中「が二百円

以上であるときは、その不足金額に

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

又は申告書の提出期限後にその提

出をしたときは、道府県知事は、

同条同項の不申告加算金額に代え

てその計算の基礎となるべき税額

に百分の三十五の割合を乗じて計

算した金額に相当する重加算金額

を徴収しなければならない。

第一百九十三条の三及び第一百三十

条を削り、第一百三十条の二を第百三十

条とする。

第一百三十三条中「しなければなら

ない」を「することができる」に改

める。

第一百三十七条及び第一百三十八条を

削り、第一百三十九条を次のように改める。

第一条第三項中「徴税令書」に改める。

第一百五十五条第二項を削り、同条第

四項を同条第三項とする。

三 第百二十四条第二項又は第三

項の規定による決定があつた後

において同条第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

第一項中「が二百円

以上であるときは、その不足金額に

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

第一百七十三条から第百七十三条まで

削除

第一百八十四条第二項中「徴税令書」

を「納稅通知書」に改める。

第一百九十二条第三項を削り、同条

第四項を同条第三項とする。

第一百九十三条を次のように改める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を次のよう改める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を削除

第二百六十九条第一項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第二項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第三項を削り、同条第

四項を同条第三項とする。

三 第百二十四条第二項又は第三

項の規定による決定があつた後

において同条第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

第一項中「が二百円

以上であるときは、その不足金額に

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

第二百五十二条中「しなければなら

ない」を「することができる」に改

める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を次のよう改める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を削除

第二百六十九条第一項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第二項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第三項を削り、同条第

四項を同条第三項とする。

三 第百二十四条第二項又は第三

項の規定による決定があつた後

において同条第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

第一項中「が二百円

以上であるときは、その不足金額に

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

第二百四十七条 削除

第二百四十七条第一項中「第二百

四十九条の規定による」「が百円以

上であるときは」及び「(百円未満の

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を加え、「が二千円以上であるときを含む。」を加え、「が二千円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「することができる」と改める。

第二百七十三条から第百七十三条まで

又は申告書の提出期限後にその提

出をしたときは、道府県知事は、

同条同項の不申告加算金額に代え

てその計算の基礎となるべき税額

に百分の三十五の割合を乗じて計

算した金額に相当する重加算金額

を徴収しなければならない。

第二百五十二条中「しなければなら

ない」を「することができる」に改

める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を次のよう改める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を削除

第二百六十九条第一項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第二項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第三項を削り、同条第

四項を同条第三項とする。

三 第百二十四条第二項又は第三

項の規定による決定があつた後

において同条第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

第一項中「が二百円

以上であるときは、その不足金額に

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

第二百四十七条 削除

第二百四十七条第一項中「第二百

四十九条の規定による」「が百円以

上であるときは」及び「(百円未満の

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を加え、「が二千円以上であるときを含む。」を加え、「が二千円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「することができる」と改める。

第二百七十三条から第百七十三条まで

又は申告書の提出期限後にその提

出をしたときは、道府県知事は、

同条同項の不申告加算金額に代え

てその計算の基礎となるべき税額

に百分の三十五の割合を乗じて計

算した金額に相当する重加算金額

を徴収しなければならない。

第二百五十二条中「しなければなら

ない」を「することができる」に改

める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を次のよう改める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を削除

第二百六十九条第一項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第二項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第三項を削り、同条第

四項を同条第三項とする。

三 第百二十四条第二項又は第三

項の規定による決定があつた後

において同条第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

第一項中「が二百円

以上であるときは、その不足金額に

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を削り、「三錢」を「四錢(督促

状を発する前)は督促状を發

した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二

錢)に改め、同項ただし書を削る。

第二百四十七条 削除

第二百四十七条第一項中「第二百

四十九条の規定による」「が百円以

上であるときは」及び「(百円未満の

端数があるときは、これを切り捨て

る。」を加え、「が二千円以上であるときを含む。」を加え、「が二千円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「することができる」と改める。

第二百七十三条から第百七十三条まで

又は申告書の提出期限後にその提

出をしたときは、道府県知事は、

同条同項の不申告加算金額に代え

てその計算の基礎となるべき税額

に百分の三十五の割合を乗じて計

算した金額に相当する重加算金額

を徴収しなければならない。

第二百五十二条中「しなければなら

ない」を「することができる」に改

める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を次のよう改める。

第二百五十六条及び第二百五十七

条を削除

第二百六十九条第一項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第二項中「徴税令書」を「納

稅通知書」に改める。

第二百六十九条第三項を削り、同条第

四項を同条第三項とする。

三 第百二十四条第二項又は第三

項の規定による決定があつた後

において同条第三項又は第四項

の規定による更正があつた場合

第一項中「が二百円

以上であるときは、その不足金額に

端数があるときは、これを切り捨て

&lt;p



てる。」を削り、「三銭」を「一銭」に改め、同項ただし書を削る。

第四百九十四条を次のようないに改める。

#### 第四百九十四条 削除

第四百九十七条第二項中「第四百九十四条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前)」に改め、「が百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

百九十六条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

規定期限による更正があつた場合

第四百九十六条第二項の規定による決定があつた後において

同条第三項の規定による更正があつた場合

第四百九十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のようないに改める。

#### 第四百九十九条第一項 削除

第四百九十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前)」に改め、「が百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を加え、「が二千円以上であるときは、これを含む。」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額を削り、同条第二項を次のようないに改める。

2 次の各号の一に該当する場合に

おいては、市町村長は、当該各号

に規定する納入申告書の提出

において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。」を削り、「が二千円以上であるときは、その金額を削り、同条第二項を次のようないに改める。

五百五十五条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五百八条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第五百十二条及び第五百十三条 削除

第五百三十三条第三項を削り、同条

第四項を同条第三項とする。

#### 第五百三十三条第三項 削除

第五百三十三条第三項を削り、同条

第五百三十三条第三項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正に提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

第五百四十四条及び第五百四十五条を次のように改める。

第五百十二条及び第五百十三条 削除

第五百三十三条第三項を削り、同条

第五百三十三条第三項を次のように改める。

#### 第五百三十三条第三項 削除

第五百三十三条第三項を削り、同条

第五百三十三条第三項を次のように改める。

額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百四十四条及び第五百四十五条を次のように改める。







百一条の十三第一項及び第二項、第七百二十二条第一項及び第三項並びに第七百二十二条第一項及び第二項の規定は、この法律の公布の日以後に新法第十二条の第四第一項の法定納定期限が到来する地方税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額については、な

規定する過少申告加算金、不申告加算金、重加算金又は延滞金」に改め、同条第三項中「道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む。」を削る。

る。

金(以下「市町村納付金」という。)若しくは公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。)の納付金算定標準額」を契

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する一部改正)  
第十七条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第五条第四項中「次条」を「第六条」に改める。  
第二十二条の二の次に次の二条を加える。

**第十一條** 新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十二条** 第十一条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

**第十三条** 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞加算金額」を「地方税法に

前項の規定により徴収すべき増加算金額は、新法の規定の適用上、延滞金額とみなす。  
（過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に関する規定の適用）

百一条の十三第一項及び第二項、第七百二十二条第一項及び第三項並びに第七百二十二条第一項及び第二項の規定は、この法律の公布の日以後に新法第十二条の第四第一項の法定納定期限が到来する地方税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額については、な

規定する過少申告加算金、不申告加算金、重加算金又は延滞金」に改め、同条第三項中「道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む。」を削る。

金(以下「市町村納付金」という。)若しくは公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。)の納付金算定標準額」を契

うに改正する。  
第五条第三項及び第三十三条の二中「附則第十二項」を「附則第三項」に改める。  
(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)  
**第十六条** 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「若しくは地方税及び国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」といふ。)若しくは国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」といふ。)」  
は公社有資産所在市町村納付

申告加算金額 重加算金額若しくは延滞加算金額を「地方税法に規定する過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは延滞金（同法第十五条の三の規定による徴収の猶予をした期間につき徴収されるものを除く。）」に改める。（地方財政法の一部改正）

金(以下「市町村納付金」という。)若しくは公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。)の納付金算定標準額」を認めた。

算金、不申告加算金若しくは重複  
算金（以下「地方税」に係る徵収金  
といふ。）又は市町村交付金若しく  
は都道府県交付金若しくは市町村  
納付金若しくは都道府県納付金に  
ついては、そ<sup>レ</sup>を削る。  
第七条第四号を同条第六号とし、  
同条第三号の次に次の二号を加え  
る。

四 地方団体の徵収金並びに地主  
団体の徵収金に係る過誤納金及  
び還付金（これらに加算すべき  
還付加算金を含む。）

五 国有資産等所在市町村交付金  
若しくは国有資産等所在都道府  
県交付金又は公社有資産所在市  
町村納付金若しくは公社有資  
所在都道府県納付金

第一款 交付金算定標準額をしくみ  
納付金算定標準額及び「政令で  
指定する地方税の場合を除く外  
を削り、同条第二項を削る。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する一部改正)  
第十七条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第五条第四項中「次条」を「第六条」に改める。  
第二十二条の二の次に次の二条を加える。

三十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「第十六条の四第一項」の下に「(同条第十二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 所得税法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項中「附則第五項から附則第七項まで」を「附則第六項から附則第八項まで」に改める。

附則第二十二条第一項中「附則第七項から附則第七項まで」を「附則第六項から附則第八項まで」に改める。

四月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律

### 道路交通法の一部を改正する法律案

#### 道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中「大型免許(大型自動車に係る仮免許を含む。)」を「大型免許(大型自動車に係る仮免許を含む。)」に改め、同項第五号中「第一項」を「第二項第二号又は第三号」に改める。

第九十六条第二項中「第一百三条第二項」の下に「第二号又は第三号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののはか、大型免許の運転免許試験は、普通免許、特殊免許又は三輪免許を現に受けおり(第二百三条第二項第二号又は第三号の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く)、かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年以上でなければ、受けることができない。

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行の際現に二十一歳に満たない者は、自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しない者でこの法律による改正前の道路交通法(付下「旧法」といふ。)第八十四条第一項の規定によ